
令和元年 第4回(定例)周防大島町議会会議録(第2日)

令和元年12月19日(木曜日)

議事日程(第2号)

令和元年12月19日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 小田 貞利君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 尾元 武君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 舩本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君

産業建設部長	……………	林 輝昭君	健康福祉部長	……………	近藤 晃君
環境生活部長	……………	豊永 充君	久賀総合支所長	……………	藤井 正治君
大島総合支所長	……………	山本 勲君	東和総合支所長	……………	大川 渉君
橘総合支所長	……………	中村 光宏君			
会計管理者兼会計課長	……………				大下 崇生君
教育次長	……………	永田 広幸君	病院事業局総務部長	…	大元 良朗君
総務課長	……………	中元 辰也君	財政課長	……………	重富 孝雄君
教育委員会総務課長	…	木谷 学君			

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。

12月10日の本会議に引き続き、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりです。

12月10日の本会議において、議案第16号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正についてから、議案第18号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正についてまでの正誤表の提出の際の説明を補足させていただきたいと豊永環境生活部長から申出がありましたので、発言を許します。豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 12月10日に正誤表をお配りしました議案第16号周防大島町公共下水道設置及び管理条例の全部改正についてから、議案第18号周防大島町漁業集落排水処理施設設置及び管理条例の全部改正についてまでの議案中、使用料算定方法を規定する条文中の表につきまして、改正前は備考として、料金には消費税及び地方消費税は含まれるものとする旨の記載を行っていたものを、改正後は備考欄を削除しております。

一方、議案第14号周防大島町簡易水道事業給水条例及び周防大島町水道事業給水条例の一部改正についての議案中、料金を規定する条文の表では、改正前後とも備考欄に、料金には消費税及び地方消費税は含まれるものとする旨の記載をしており、同時に上程した条例案として整合性がとれておりませんでした。

つきましては、施行前の次期定例会に水道事業給水条例の表記に合わせる形で下水道関係の改正案をお諮りしたいと思います。

たび重なる訂正や不整合で御迷惑をおかけしたことをお詫びするとともに、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） それでは、本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は、6名であります。

通告順に質問を許します。2番、新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 失礼いたします。皆様、改めましておはようございます。議席番号2番、新田健介でございます。本日も貴重なお時間をいただきまして、誠にありがとうございます。あいかわらず緊張します。

きょうは大きく分けて2つ質問させていただきたいと思っております。

1つ目は教育について。

私自身、教育というものは、未来に直結するものと考えておまして、本町のこれからの考えた場合に非常に重要なキーワードであると思っております。

そして2つ目、病院事業改革についてでございます。

以前から一般質問、そして民生常任委員会などでも何度も質問してきました。今、大きなターニングポイントに直面しており、非常に重要な問題であると感じております。

これまでも病院事業改革等特別委員会や全員協議会などが開催され、議論を交わしてまいりましたが、町民の皆様にはところどころしか伝わっておらず、多くの方々から、これから病院がどうなっていくのかを危惧する声をお聞きすることも多々あります。この一般質問を通じて、1人でも多くの方に病院事業の現状と、これからの再編についてのことをお伝えすることができればと考えております。

では、質問の詳細に移りたいと思います。

まず1つ目、語学留学支援事業の渡航先についての進捗状況、そして、そのプログラム内容についてお伺いしたいと思います。

以前から一般質問などでも何度も要望させていただきまして、このたび念願かない、留学渡航先が現在のフィリピンのセブ島から本町の姉妹島であるハワイのカウアイ島、こちらへ変更いただいたことは本当にありがたいことで感謝申し上げたいと思います。ありがとうございます。しかしながら、これがスタートであります。その後の進捗状況についてお尋ねしたいと思います。

その中でも特に、留学する者の対象年齢、選考方法、渡航期間、プログラム内容、そして引率は誰が行うのか、その辺りについてお伺いしたいと思います。

また、10月1日には、町長が、KCC・ハワイ大学のカウアイコミュニティカレッジ、こちらの学長さんと覚書を交わされていると思いますが、その内容をお教えいただければと思います。

続きまして二つ目、二つ目は病院事業の現状と今後の再建に向けてについてであります。

先の9月議会でも病院事業局から今後の病院事業についての御説明がありまして、9月25日

には全員協議会が開催され、そこでは議会、病院事業局、そして執行部の共通認識が図られたということで、その後10月、10月には町民に対しての説明会を実施し、再編計画を進めていくということだったと思います。しかしながら、実際には10月には説明会が行われず、議会に対しても何の説明もございませんでした。

本年の8月上旬には、病院事業改革等特別委員会を中心に、病院事業局の各施設を訪問し、現場の意見の聞き取りや、大島郡医師会の先生方とは意見交換なども行い、9月の定例会までは、議会、病院事業局、執行部との間で活発な議論が行われていたように思います。しかし、9月議会閉会后、先にも述べましたが、行う予定であったはずの町民説明会は実施されず、議会に対しても何も情報が入ってこなくなりました。

そんな中、私は今回この一般質問の通告書を11月25日に提出しております。その後、12月3日に病院事業改革等特別委員会が、そして12月5日、12月5日には全員協議会が開催され、9月までに聞いていた内容とは異なる改革案が提案されました。9月議会までには多くの時間を費やし、話し合い、これで進めていくと思っていたものが、ある意味根本から覆され、まるで振り出しに戻ったかのようなようでした。驚き、そして本当にこのままで大丈夫なのかと改めて不安になるような進め方であり、どうも納得できないままでございます。

そして、12月14日、15日には、島内の4カ所、こちらで説明会を実施され、私も4カ所、4会場全て参加させていただきました。4カ所合計でおそらく200名程度、新聞の報道によりますと219名と書いてありましたが、参加があったと思います。その周知方法や開催のタイミングにも非常に疑問を抱いております。

先の、5日の全員協議会でも質問をさせていただきまして、周知方法はどのようなのかの問いに対して、ホームページ、そして防災無線で行うとのことのお答えだったと思います。確かに病院事業局のホームページ上には、開催場所、そして時間などが即座に載っておりました。しかしながら、本町、周防大島町のホームページのほうには、10日に私が直接お願いするまで載せておられなかった。そして次は説明資料です。こちらについても12日に要望するまで載っておらなかった。しかも3ページだけ載っていたと思います。

こういった、それでなくても時間がない中、説明会を開催するにあたり、少しでも多くの方に来て聞いていただきたいという思いがあるのであれば、情報をできるだけ多くの方の目や耳に触れるような配慮ができたのではないかと思います。しかしながら、今回の周知方法では限られた方だけが来る。実際に御高齢の方などは、ホームページなども見たことがないという方が大勢いらっしゃると思う。もっと方法はなかったんでしょうか。私自信も、もっと早急にお願いすればよかったと反省はしておりますが、島民の数パーセント、1、2%かもしれない、その参加者に対して説明しただけで、果たしてこれで説明したと言えるのか甚だ疑問が残ります。

そこで、今回来られなかった方や、説明会の開催自体を知らなかった方などに対し、2回目、3回目の説明会の開催などは考えておられないのか、お聞かせください。

そして、この病院の再編に関して、さまざまな御意見が多々あると思います。その窓口は設置されるのかあわせてお教えてください。

さらに、説明会で配られていた資料は、17ページほどあったと思います。なぜホームページでは3ページだけしか張り付けておられないのか、その理由もお教えてください。

先にも述べましたが、この一般質問の通告をしてから約1カ月が経過しました。私のもともとの質問とは若干異なったものがあることや、通告後に病院事業改革等特別委員会や全員協議会が開催され、その内容と重複することも多々あると思いますが、私のこの質問での目的は、1人でも多くの町民の方に病院事業の現状と、これからを知っていただくこととでございます。そのあたりも御考慮いただきまして御答弁のほど、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 新田議員さんの、語学留学についての御質問にお答えいたします。

語学留学の実施場所につきましては、令和元年第2回定例会の一般質問において、フィリピンセブ島からハワイカウアイ島への変更についての御意見をいただいたところでございます。その後、関係機関との協議や調整を進めているところでございます。

まず、研修拠点となるハワイ大学カウアイコミュニティカレッジとの事務レベル協議の状況でございますが、研修内容の要望をはじめ、宿泊先の状況や島内の生活、研修にかかる経費などについて協議を繰り返しました。

この事前協議によりまして、研修メニューや過ごし方などのイメージができましたので、その概要について9月の議会全員協議会で経過報告をさせていただいたところでございます。

その後、10月1日、同大学のヘレン・コックス学長御一行が来庁されましたが、語学研修についての事前協議もある程度進んできたことから、町長との間で語学研修に係る事前協議の覚書の締結をいたしました。

このことにより、令和2年度の実施に向け、具体的なプログラム案などの協議を進めているところで、流動的な部分がありますが、事業内容について御説明いたします。

語学留学生派遣事業は、山口大学との間で締結した包括的連携協力に係る協定に基づく事業として、平成27年度から和木町及び阿武町と合同で始めたという経緯がございますので、来年度も引き続き3町合同で実施したいと考えており、カウアイコミュニティカレッジとの調整内容については、2町へ情報提供しております。

参加対象は、高校生でございますが、これは受け入れ先との調整の結果でございます。人数は6人以上20人以内の予定で、3町合わせて参加申し込みが5人以下となった場合は、やむなく

事業は中止となる予定です。このため、町民の皆様への事前周知として、姉妹島であるハワイカウアイ島での実施計画について、広報誌を通じてお知らせできたらと考えております。

研修期間は、これまでと同様2週間を計画しており、参加者の決定方法につきましては、書類審査等による選考のほか、申し込み多数の場合は抽選で決定したいと考えております。

プログラム案につきましては、カウアイコミュニティカレッジによる講師の都合の確認や、訪問先など受け入れ先との調整が必要ですが、座学による英語の授業のほか、異文化学習として地元高校生等との交流、英語によるハワイ文化・歴史及び日系人の歴史の講座、フィールドスタディとして日系人居住地区や自然遺産等への訪問、ホームステイなどの内容を計画しております。

なお、英語の座学授業につきましては、研修拠点が語学学校ではないため、マンツーマンレッスンからグループレッスンに形態が変わります。

また、引率者につきましては2名を予定しておりますが、うち1名については包括的連携協力協定を締結しております山口大学へ引き続きの御支援についてお願いに行く予定でございます。

なお、1人当たりにかかる経費につきましては約50万円と試算していますが、参加者の負担金については20万円とし、令和2年度の当初予算に計上しております。

最後に、カウアイコミュニティカレッジの学長と交わした覚書の内容についてでございますが、教員や学生の交流、学問的情報、各種資料等の交換、合同調査研究の企画、学問的、教育的交流、学生向けプログラムの企画などで、語学留学生派遣事業につきましては、学問的教育的交流と学生向けプログラムの企画にあたるものでございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今の新田議員さんの御質問でございますが、後ほど、病院事業局の石原管理者のほうから御説明と御答弁いたしますが、9月の議会の閉会后、10月に住民説明会を予定をいたしておりましたが、それが10月中に開催できなかったその理由について、そこだけちょっと私のほうから説明をさせていただきたいと思っております。

御存じのように、9月25日に全員協議会を開催いたしまして、そこで10月中に住民説明会を行うという御説明をしたところでございますが、皆様方御存じのように、9月25日の翌日、9月26日に厚生労働省から医療費抑制のための全国424の公的公立病院の再編が必要だという実名公表が行われました。

これは実名公表までやるべきだったのかどうかという、すごく全国知事会、全国市長会、全国町村会で大変な大問題になって、ここにありますように、こんだけ大きな新聞にも出るような状況でございまして、極端に言えば424の公立公的病院は、厚生労働省から言わせれば、再編の必要があるにもかかわらず再編が進んでいないということで実名公表に踏み切ったということではあるんですが、実はそれが、再編改革を進めるための公表であったと言いながら、一般の市民、

住民の方からすれば、この病院はもうなくなるのではないかというようなことが、大変大きな——厚労省から言えば誤解だと言うんですが、明らかにそのように受けとめざるを得ないというようなことで、ここにも出ておりますが、病院再編名指しに困惑とか、いろいろな大変な問題になってまいりました。それが26日でございます、本当にタイミングよく、町のほうで25日の全員協議会で申し上げた翌日にこれが公表されたということで、このことについては先日の12月3日の特別委員会、12月5日の全員協議会でもこの理由は御説明したと思っております。

そういうことで、このまま進めることがどうなんだということになりまして、私たちも県のほうともいろいろ協議を進め、このまま町の改革案をそのままがいいのかということで、もう一度、再検討を要するという話をいたしまして、それから言うなれば、国のほう、厚労省のほうも、各県に説明に回るとかいろいろなことがどんどん起こってまいりまして、あの時点で今の計画をそのまま説明するのはなかなか困難であるという状況に陥りまして、その間、病院事業局と県のほうともいろいろ協議を進めたり、そして見直しを進めたりしてやるのにちょうど1カ月を要したということでございます。

そういうことでございまして、12月3日の特別委員会でそのことを説明し、特別委員会の皆さん方にも御理解をいただいたと思っておりますし、また、翌々日の12月5日の全員協議会でも、この理由をきちんと説明させていただき、これだけ大きな問題が起こってきたのに、それまでの前の計画をそのまま説明するというのはどうかということになりまして、そして見直しを加え、新しい計画になるまでに1カ月を要したということでございます、12月5日の全員協議会でそのことを説明し御理解をいただいたというふうに思っております。

その後、12月9日から関係者との意見交換をやったり、14日、15日の住民説明会につながって、きょうに至ったということでございますので、この1カ月間の時間が必要だったということと、やっぱり協議の過程の中でやはり医療需要とか、または介護の需要とか、そこら辺を見直す期間が、時間が必要だったということを御理解いただきたいと思っております。

ですから反対に言えば、きょうの本会議、そしてまた一般質問ですが、議長から先ほどありましたように、きょうの終了後に全員協議会で再度お願いし、明日が最終日ですから、明日の特別委員会の報告も出るのではないかというふうに期待しておりますが、そのようにして一応の、ある程度の共通認識を再度求めたいというふうに思っているところでございます。

この10月に説明できなかった理由は、そういう理由であります、しかしながら説明がその間でできなくて、12月になり、そして非常にタイトなスケジュールになってきたということについては、そういう理由があったにせよ、大変タイトになっていたということについてはおわびを申し上げたいと思っております。どうぞ御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 病院事業の現状と今後の再編に向けてにお答えいたします。

参考資料といたしまして、平成28年7月に策定されています山口県地域医療構想の柳井保健医療圏の内容について配付させていただいておりますので、御参考にしていただけたらと思います。

それでは、新田議員さんの病院事業の現状と今後の再編に向けてについての御質問にお答えいたします。

まず、町民の皆様への説明会についてですが、先ほど町長からもありましたが、議員さんがおっしゃられましたように、再編計画案を10月には町民の皆様にご説明する予定にしておりましたが、実施することができず、誠に申し訳ございませんでした。

9月25日の全員協議会で御説明した再編計画案を、再度、県とも協議した結果、橘病院の病床数を17床削減した上、東和病院の病床数を60床削減し54床にするのでは、その当方で114床の病床に80人を超える人が入院されており、医療病床が不足するのではとの意見を受け、再検討をしておりました。現在は90人前後入院しておりまして、12月6日は100人でした。

医療病床については、山口県において2025年に向けた医療提供体制のあるべき姿を示すため、医療需要を踏まえた必要病床数についてまとめた山口県地域医療構想を策定しております。先ほど、皆さんの机の上に配付している資料です。

柳井保健医療圏では、2015年は2,045床ありましたが、2025年の必要病床数は1,091床とされております。

柳井保健医療圏における地域の医療提供体制の将来のあるべき姿については、医療関係者、保険者その他の関係者等からなる柳井医療圏地域医療構想調整会議の協議により、構想の実現に向けた取り組みが推進されていくことになっています。

また、山口県では、令和2年までの間、介護医療院の開設許可は、介護療養病床、転換型老健を含む、または医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設許可は予定していないため難しいと解釈していましたが、第8期介護保険事業計画において、介護医療院の新設も可能ではないかとの指摘がありまして、検討した結果、やすらぎ苑を介護医療院というふうに——の新設となったわけです。

これらの指摘を受け、東和病院については、病床数を99床で維持することとし、先ほども言いましたが、やすらぎ苑については入所者の受け入れ先を確保し、通所リハビリテーションを継続するため介護医療院を新設することとし、再編計画案を作成し直すことにしました。これに時間がかかりました。

こういう事情により、9月25日の全員協議会后、直ちに町民の皆さんに御説明することがで

きなくなりました。

新たな再編計画案につきましては、12月3日の病院改革等特別委員会、12月5日の全員協議会で御説明させていただき、町民の皆様への説明会については、急ではございましたが、12月14日土曜日、午前10時より橘総合センター、午後1時より東和総合センター、午後3時より山口県大島防災センターの3カ所、12月5日日曜日、午後3時半より大島文化センターにおいて実施いたしました。

説明会の開催について周知する期間が短い状況でしたが、橘総合センターでは55人、東和総合センターでは36人、山口県大島防災センターで32人、大島文化センターでは96人の方が出席されました。

そして、配付資料が3枚ということでしたが、いろいろ考えたんですが、詳しい説明が必要で、誤解される表もかなりありましたので、かなり誤解される恐れがあり、今回の改革を示すスライドというか、表のみを掲載させていただきました。不十分であったことはおわび申し上げます。

もう今回、説明させていただきましたので、その大部分をホームページに掲載しようと思っています。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 先生、先ほど12月5日と言われたので、12月15日、そこだけちょっと訂正させてください。（発言する者あり）

○病院事業管理者（石原 得博君） 12月15日の3時半からです。（発言する者あり）はい。駅伝があったんでちょっと時間をずらしてもらったのもあります。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 御答弁ありがとうございます。

じゃあ順を追って、まずカウアイ島のほうから行きたいと思います。

9月の全協のときから大分進展はしているなあとと思うところはあります。いつをめぐりに、基本的に今のお話であれば、和木、阿武と一緒に、またこれも進めていくということで、調整など必要だと思いますが、いつをめぐりにプログラムを確定して選抜に入るのか、まずそこから教えてください。

○議長（荒川 政義君） 木谷教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（木谷 学君） プログラムの確定については、ほぼほぼできた形なんですけど、相手先の日程とか都合がございますので、本当に決まるのは7月ぐらいにはなるんじゃないかというふうに思います。

それから、募集等々につきましては、事前に広報等でこういうことを計画しているということをお知らせし、実際に募集期間というのは4月以降、4月下旬ぐらいまでというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

7月、非常に遅いと思います。私ね、何がこれ重要かと言いますと、事前研修をしっかりと行っていただいた上で派遣していただきたい。これは今まで、セブ島だと単に英語の勉強だった。それがカウアイ島になるというか姉妹都市に送る、これは大使を派遣するっていう意味ですよ。本町のこともしっかり勉強していただいて、現地のこともしっかり勉強していただく、その期間が必要だと思う。それじゃあ遅過ぎます、もっと前のめりにして、しっかりと事前準備をして、事前研修をして行くべきだと思います。そのあたり、もうちょっと私は考慮いただいたほうがいいんじゃないかなと思いますが、とりあえずこれは、あんまりも時間もなくなっちゃうので進めていきます。

覚書についてですけれども、これは、向こうは現地は大学ですよ。次のステップとかも何か含みを持った覚書というものなのか。この質問はちょっとえんきよく的で難しいかもしれない。私が常々言うちよる、いつか周防大島高校からKCCに進学をしていただきたいという思いがどこかであって、そういうところまでを含めた未来がある覚書なのか、お答えいただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 先ほど、コミュニティカレッジの学長と交わした覚書のところで御報告いたしました。が、教員や学生の交流とか、学問的情報の交換とか、学問的・教育的交流があります。ただ、周防大島高校の子供をカウアイ島のコミュニティカレッジに派遣するという形までの覚書ではないと思います。ただ、これを足がかりに、周防大島高校の子供たちも進学してほしいなという個人的な希望は持っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ちょっとどんどん切り替えて申し訳ないですけども、時間限られておりますので。

6月に一般質問したときに、本町以外にも3都市姉妹都市がありましたよね。その詳細なども言ったと思います。石垣、守山、いわき、この3町、そのうちの石垣、守山はもう既に派遣しておりますよね。6月にもそれは言ったと思います。その後、そういう自治体に対して問い合わせなどは行われたのか、お伺いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 姉妹都市は、今おっしゃられたように、石垣と守山といわき市が姉妹島

提携を結んでおりますが、それぞれが子供たちの研修というふうな取り組みをやっておられますが、周防大島町のように教育委員会を前面に出してやっておるところと、例えば民間団体が経費を負担してホームステイ先も確保して、そして1名とかぐらいの長期の研修をやっておるといふようなところもございます。

ですから、私たちは今、姉妹都市である、いわき市、守山市、石垣市と一緒にしてからこの事業を進めようということまではまだ考えていませんし、まだ、そこまで手が回っていないということもあると思います。

実は、姉妹島提携を結んでいるこの3市では、通常の、カウアイ島との交流の中では現地でいろいろ意見交換をする場もあります。私も何度もいわき市、また守山市の方々とも意見交換はしておりますが、この語学研修というのは、やはりそれぞれの市、町の取り組みは相当大きな事業でございます、そしてまた先ほど申し上げましたように、必ずしも行政体がやっていないということもございまして、そこまでの協議は進んでおりません。

それよりもむしろ、もっと姉妹島交流を3者で、もう少し連携してやってはどうかという話は少しずつ進んでおりますが、やはりこれも過去からの経緯が全部違いますので、なかなか同じようにみんなが連携してやるかどうかということもなかなか難しいという面もございまして、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

私、でもせっかく調べてきたんで、ちょっと発表します。今回も電話代が大分かかっているところと調べてまいりました。

まず石垣市、こちら約10日間、中学3年生を3名、引率1名でカウアイ島に派遣しております。交付金を財源にして市が全額負担しております、4名合計で約130万円、HISなどで格安航空券を使用しております。滞在方法は、現地で日本語を学んでいる学生の所にホームステイをしております。選考方法はスピーチコンテスト。ここで非常に面白かったのが、引率者を市の職員から募集し、その職員を派遣していると。

次に守山です。守山市はちょっと期間が短くなります。4泊6日で実施しております、高校1年生を3名程度派遣しております。引率は守山市国際交流協会の職員の方が1名付き添いまして、現地のカウアイ高校、こちらのほうに派遣しています。旅費、宿泊費など1人当たり約30万円、こちら市が全額負担しております。宿泊形態、ホームステイです。選考方法は石垣市同様にスピーチコンテストを行っております。

いわき市は、現在カウアイには行っておりませんが、他の姉妹都市でありますオーストラリアのタウンズビル市、英語圏の国でございます。ここに6日程度、高校生を現地の高校に派遣して

おりまして、旅費、滞在費は市が全額負担していると。

これを模倣しなさいっていうわけでは私もございません。一緒にやらなくても結構。ただ、問い合わせをして、もう先んじてやっている自治体があるんであればいいところは参考にすべきだと思います。

この中で私が思うのは、例えばKCC、おそらく約2週間のプログラムで行かれているんだと思うんですけども、今回。KCCの語学学校1本ではなくて、前の全協でいただいた表を見ると、朝晩、御飯がなくて自炊をすると、ドミトリ、寮に入るわけですね。そしたら晩になったら日本人同士の付き合いしかなくなる。そしたら2週間のうちの半分はホームステイをさせて、夜も英会話の環境に身を置かせてあげる。そういう考え方も必要だと思います。

ここで今言いました、ちょっと石垣がどこの高校かはわからないんですけども、守山はカウアイ高校、この場所を調べたら、最近は非常に便利になってグーグルマップを見れば大体いろんなことがわかる。KCCから直線距離にしたら2キロないです。カウアイ高校はですね現地の高校。

カウアイ高校のホームページもあります。それを見ると、現地の高校ちゅうのは9年生から12年生まで一緒なんです。中3から高3までが一緒。幅広い。休みについては8月20日から開いちょるはず。そういうところも含めてお問い合わせをいただいて、そこに合致できるような、せっかく行くんだったら意味のあるプログラムを組んでいただきたい。私自身も高校生のときは2年間アメリカに住んでおりました。現地の高校は劇的に違います、さまざまな面で。そこらもせっかくであれば体験していただきたい。まだまだたくさん言いたいことはあるんですけども時間限られておりますので、こういうところも参考にしてください。

また、教育長のほうには、この一覧表をエクセルで私つくっておりますので、ぜひお問い合わせをいただいて、いずれの自治体も電話対応も非常によく、このプログラムに対して非常に前向きです。子供たちが事前研修をしっかりと行って、行って帰ってきたら、守山なんかは報告書っていうのもつくっております。報告書を見ると非常に何ページにもわたって子供たちがええこと書いてます。これが宝になっていくんだと思うんです。なので、しっかりとね、ただ単にセブからカウアイに渡航先を変えた、それが終わりじゃありませんから。ここからしっかりと、せっかくもう初年度で、今から始まるんであればどんどん今からテコ入れもできるはず。冒頭にも申しましたが、7月じゃ私は遅いと思うので、できるだけ早い段階で内容を決めていただいて進めていただきたい。

本町は、せっかく幼少期から一生懸命、英語教育されていただいております。ALTも何名か配置されておる。そしたらこれを機に、周防高から進学だけでなく、本町自体の外国語教育にももっとかじを切っていただきたい。そういう思いは非常に強く私は持っております。教育は非常に

重要なキーワードです。未来に投資しないと、この島はだめになってしまう。しっかりとそのあたりはお考えいただきたいと思います。

では、病院事業に入ります。35分までですかね。こちらも多々あって、どう責めていこうかなという感じなんですけれども。

まずは2回目、3回目の説明会に関してと、窓口の予定、設置の予定、そこをもう一度お伺いします。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） 新田議員さんからの御質問ですけれども、住民説明会の2回目、3回目の件でございますが、現時点では考えておりませんで、ただ、病院事業局の再編計画についての住民説明会に出席できなかった方も多数いらっしゃいますので、ホームページ、広報等により、多くの町民の皆様にも周知できるように検討していきたいと思います。

また、病院事業局の再編計画について、もっと詳しく聞いてみたいこと等ある方も多数いらっしゃると思いますので、ホームページや病院事業局の各施設の相談窓口等の設置を検討し、対応していきたいと思います。

住民説明会からきょうまで、電話の問い合わせ等は4件くらいございました。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

現状考えてないということで、非常に残念というか、必要だと思いますけどね。こっちのほうはお約束いただいて、窓口のほうはお約束をいただきたいと思います。そして、今おっしゃっていたホームページなどに載せる、あれからもう四、五日たっております。きょうの朝もホームページ見てきました。あいかわらず3ページだけ載っています。質疑応答も、はあそろっているはずです。質疑応答を載せる、説明会で配付した資料は配る、それはもうまず大前提だと思う。そこはもう即座に、もう今すぐ、どなたかがいらっしゃると思うんで対応いただきたいと思いますが、お約束いただけますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） ホームページに載すほうは、全協が終わって、あしたの委員会が終わったら載せようと思っております。ただ、あれを全部一戸一戸配るとするのは、まあ、来月の広報に載せるのが一番最短になると思いますが、そこはまだ考えてないところです。ホームページのほうはすぐというか、ここで、きょうの全協が終わって、あしたの委員長報告が終わった後に出したいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 質疑応答もぜひ早めに載せてください。（発言する者あり）

何度も言いますけれども、病院事業局のホームページだけじゃだめですからね、これ。周防大島と検索したら病院事業局、当分出てこないですから。上位検索されるのは周防大島町だったりとか、ホテルの話、レストランの話、観光協会の話とか、何遍やってもそういう状態ですから。病院に何か予定があるじゃないとそこには行き着かないですから。その意識もしっかり持っていただきたい。

この説明会のホームページだって、たくさんの方に来ていただきたいと思ったら、普通考えたら町のホームページにもすぐ載せるべきでした。私も言うのが遅かったのは申し訳ないと思いますけども、やっぱりそういう意識も変えていかないといけないと思います。

でもこれを機に、今から行政のほうで何かあるときに、周知方法は全体的に、病院だけじゃないと思います。教育委員会だって今から統合があったとしたらどういうふうに考えるのかというのを、ここは非常に考えるところだと思いますので、しっかりとお願いしたいと思います。

そして、どんどんちょっと質問がたくさんあるのでやっていきます。

4会場今回あったわけですが、橘総合センター、東和総合センター、大島文化センター、山口県大島防災センター、なぜこの4カ所なんか。私の質問のポイントは、久賀は総合センターがある、そこだと無料。山口県大島防災センター、お金がいるわけじゃないですか、そこを使うと。おそらく答弁は、久賀総合センターだと2階にあって、御高齢の方が、利便性を考えたら大島の防災センターのよかろうと、そういう決め方で決めたのか。単純に、でもこっだけ経費削減と言っとる中で、何で1カ所だけお金使ってまでやるんかなという思いがあるわけです。その認識はどうなのかお聞かせください。

○議長（荒川 政義君） 大元病院事業局総務部長。

○病院事業局総務部長（大元 良朗君） ただいまの新田議員さんの御質問に答えます。

そういったところはすごく反省しております、今後、そういう経費節減について（発言する者あり）そういうところを踏まえたんですけども、経費削減という意味では（発言する者あり）やはり住民の皆様の参加、そこによりましては、経費を使っても行ったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） 今、町長もちよこちょこと、階段がいけんだけよのと言いながら、スロープに自動のやつも聞いておりますし、使えないことはないですし、これは釘を刺す意味であえて質問しております。それぐらいしっかりと、やっぱりそこも重要じゃないですか。たかがじゃけどされど。私は、されどだと思えますよ。この数千円が、暖房費入れたら数千円で済むかもしれん。でも、その意識も変えないといけない。さかのぼって言うと、ホームページだって全て意識の問題です。ちよつとのことです。でもちよつとのが、町民にとっては大きいんです。だから、しっかりと考えていただきたいと思います。

次は、町長もお答えいただきたいんですけども、私、この改革をするっちゅうことは、ゴールだったりビジョンが絶対いると思うんです。中学の統合のときにも、教育長、そして町長にお聞きしました。あのときは、どういう学校を残したいんか。私はいまだに思っています。どういう学校をつくりたいというのは、私の中では持っています。ええ学校をつくって島外からも引っ張りたい。そういう思いを持って、この統合には今も立ち向かっておるつもりでございます。

今回の病院に関しても、そこのゴールがないというか、どういうところを目指しちよるんか。それがなく進みよるんで、説明会に行ってもそれは絶対文句が出ます。それをお聞かせください。先生もお願いしますね。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 何を目指しておるのかということをもっと申し上げたいと思いますが、もう何度もこれは申し上げておりますが、昭和35年に5万人の人口でございました。昭和60年には3万人でございました。そして、平成22年には2万人でございました。今現在は、1万5,000人台になっております。この1万5,000人台に合った周防大島町の地域医療をどうすべきかということが、最大の目的、目標だと思っているところでございます。

それに付随して、要するに、異常、過剰な、今、体制ができておるということでございます。ですから、本来で言えば、今私たちは昨年12月から本格的な議論を議会とともに始めたと思っておりますが、実はそれ以前からも、ずっと改革、改善はやってきております。しかしながら、結果的にそこまでの効果が出ていないということから、さらに大胆な改善、改革をしなければならぬということが、今回の一番大きな改革の理由だと思っております。

しかしながら、これまでも何度も申し上げておりますが、この改革、改善は非常に難しい問題をはらんでおります。と申しますのは、既に抱えております起債の償還は確実にしなければならぬ。そして、職員は三百数十名おりますが、これは事業をやめたからといって職員がいなくなるわけじゃありませんから、言葉は悪いですが、職員の首は切れないという状況でこの改革を進めなければなりません。

さらに言えば、医師の確保が、今どのぐらい難しいかということで、医師を確保、今は十分とは言いませんが、相当な医師が確保できておりますが、これらをそう簡単に、ものをさばくようにやることはできないわけです。

そして、当然ながら人口が減少すると患者も減ります。外来患者も入院患者も減ります。そうしますと、当然経営効率は悪くなるということでございます。

このままでは将来、今すぐというわけじゃ、将来ずっと行けば破綻をする可能性もあるということになります。

ですから、どういう病院をつくりたいのかということになりますと、それは理想はたくさんあ

ります。しかしながら、今この人口に合った町の医療をどのように確保するのかということが、今回の改革の一番大きな、一つの目玉になっておるわけじゃなくて、やらざるを得ない状況になってきておるということでございます。

ですから、開き直すわけじゃありませんが、それは、理想の病院、理想の医療機関、理想の医療介護施設というのは、それは私の中にもイメージとしてありますが、しかしながらそれらは、先ほどから申し上げたような、起債の償還をしなければならないし、職員の数も一回にばさっと減るわけじゃありませんし、その中でまた医師はすごく確保が難しい、コメディカルも大変確保が難しい、そして人口は減る、患者は減るといふ、そういうトータルな条件の中で、どうやってから地域の中に必要な医療を守るのかというのが今回の改革でありますので、単純な理想とかいふことでは答えられない。これはもうずっと1年間かけて議論もし、そしてまた説明をしてきたところでもありますので、ぜひとも、この改革は私も十分だといふふうに言っているわけじゃありません。

ですからこそ、令和元年から令和5年までの第1期計画、そして令和6年からの第2期計画、令和6年からの第2期計画というのは、ちょうど第9期の介護医療計画が始まる年ですから、それに合わせているということもありますが、1期と2期に分けております。それで、皆さん方からも、2期の計画が手ぬるいということもたくさん聞いております。

しかしながら、1期の始めからめちやくちやな大胆な大改革をやって提案しても、それが、1期が通らなければそれはもう絵に描いた餅になるということでございますから、私とすれば、1期の改革をことしを含めて5年間で実施し、そしてまたそれを検証し、その次に2期の計画、令和6年からの計画に反映していくという計画にしておるわけですが、それは手ぬるいということもたくさんお聞きをしております。

しかしながら、この実績を踏まえてやってみると、今度は令和6年は、さらに大胆な改革が必要なんではないかと思いますが、現在それは示されておりません。それはなぜかといふと、令和5年までの実績をきちんと検証しなければならないという気持ちがあるからでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 新田議員さんの質問、非常に難しいんですが、私もその理想論はあります。それは、12年前まで大学にずっといましたので、その医療を見てきていますので、やはり、それはできれば、来たときも、少なくとも2次医療はかなりのところまでできるようにと考えていました。

だけど、現実には心筋梗塞とか脳梗塞、また小児科、産婦人科等をここの棟につくることは非常に難しいと思っております。理想論を言えば、それらが全部そろった総合病院ができれば一番いいんで

すが、それは非常に難しく、前の質問で1.5次ということで出ましたが、砂田議員さんから、1.5次というのはどのくらいまでかということでちょっと聞かれましたが、現状では1.5次ぐらいだと思います。

そして、現状を見ますと、この病院、新田議員さん言われますが、町長も補足してくれましたが、今、医師を確保するという事は非常に難しいです。2回にわたる研修医の改革、そして御存じのように、言葉は悪いですが、医局の破壊というか崩壊、医局が崩壊したということは、それまでは東和病院にしても大島病院にしても、大学の医局から2年から3年交代で若手の先生がぐるぐる回って来ていたんです。だから、東和病院も外科が2人、消化器内科も来ていました。ですが、こういう、特に新研修医制度が始まりまして、大学よりも都会の大きな病院ということで、地方の大学には若手の医師が残らなくなってきた。若手の医師が残らなくなってきたということは、私たちの地方の病院には送る医師がいない。もとがないんですから、もういないという形になってきています。

ですから、この医師の確保も非常に難しくなっています。前から何回も言っていますが、3病院持っていますので、当直、宿直で年間延べ485人の当直医がいます。これを3病院そろえると1,400人、1,500人近くの医師がいますので、そういう面も考えると、非常に難しい。理想論を言えば、救急も全て受ける。そして、紹介があったら、紹介があった場合は全部受けるんですが、なかなか開業医の先生方も紹介を渋ったりすることもありますので、そういうことで、理想の病院はあるんですが、現実を見ると、やはり町長も言われましたように、この案で、針の穴を通すような計画になっていますが、ですからこれがスタートと考えていただければと思います。

最終的にどういう像になるかということは聞いていないんですよ。どういう案を描いているかということまでですかね。最終的には、機能的に1病院。ですから、病院自身が今の状況で残っているの、東和病院と大島病院で上手に1病院として。あとはもう橘は診療所になっていますので、診療所ということで。介護施設も、やはり2つをずっと維持することは難しいだろうとは考えています、個人的には。ですが、現状いろいろ、それで長くかかって、1年ぐらいかかってのこういう計画になってきました。

○議長（荒川 政義君） 新田議員。

○議員（2番 新田 健介君） ありがとうございます。

核心の部分は非常に難しいと思います。ただ、私が思うに、改革というときには絶対これがないと進めないし、昨日、特別委員会がありましたけども、町長、石原先生の御説明があれば、町民の方々ももっと納得するんじゃないかと。非常に、今回の説明会を聞いている限り強引ですよ。私、3年間ずっと要望してきちよったじゃないですか。町民に対して出してくれと、情報をね。

やっぱりそのピンチを共有する覚悟がいると思う。ピンチを共有する勇気がいると思う。それが重要なんじゃないかなと。だから、出してくれとずっとお願いしよった。でも、ずっと出さずに3年がたって、あんな強引なやり方をされると、やっぱり私もここでスイッチが入ります。

でも、町長はいつも感情論でものをしゃべるというけども、やっぱり私は人間ですから、いろんな方の思いを背負ってここに立ちよるわけですから、それを皆さんにも、ようよう理解いただきたい。ゴールがあるからこそ、さまざまな、私たちも見方ができるわけです。そういうゴールがあるんだったら、今、石原先生おっしゃっていた、3万、4万おったときの3総合病院がずっと移行しちよるんじゃないけえ、大多数の人は、病院多すぎるじゃろうと思うはずですよ。そしたら、1病院になる可能性はあるよ、でもここでこういう我慢をいただきたい。その分、例えば伊保田だって、既に東和の病院まで行くのにもう大分かかるわけじゃないですか。皆さんの足はその分私が確保しますよとか、言い方だってあると思います。

だから、やっぱりそこはしっかりと考えていただきたいですし、そういう改革を私はやっていただきたい。次からもまた説明会がおそらくあると思いますけれども、そのときには、やはりそういうふうにもっと丁寧にお進めいただきたいと思います。

ちょっと最後の質問。まとめの文章もありますので、これが多分最後の質問になりますんで。

経費削減、今回も説明資料の中で、約2億円ぐらいは目減りしていくわけですよ。ただ、相変わらずの赤字体制はおそらく変わらないであろうと。そういった中で、いわゆる守るために攻める案がないのか。例えば、説明会でも出ました、人間ドックみたいな専門の施設を持つとか。私思うのは、本当あの橘病院とかリゾートの病院にしたらいんじゃないかなとか、それは本当にできるかできないかはわからない、でもやっぱりこう、ずっと守るとしても勝てんわけですから、何とかして。

ずっと御説明の中で、この島内のパイは限られちよる。外来も入院もずっと減っていくわけですから、その中で、島外からの、何らかの、利益を上げるような考え方の改革をお持ちなのかどうか。せっかくコンサルの方もいらっしゃるので、そういった案があるのかどうかお伺いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） さっきから聞いておると、この1年間ずっと議論してきたというのはどうだったのかというふうに申し上げたいと思うんですが、特に議員の皆さん方には、この計画案というのはずっと伝わっているわけですよ。この計画案だけでも何回これ訂正したか、直したか。皆さん方の御意見を伺いながら、最終的には12月5日に最後が出ておりますが、この第1期の改革案を、まず皆さん方に御理解をいただいたということで、私たちは説明会を始めたわけでございます。

ですからこの改革案は、さっきも言いましたが、第1期、そして第2期は計画案ではあります

が、第2期は1期をそのままずっと伸ばしておるという形でございます。何度も言っておりますように、第1期の計画は令和5年までですから、令和5年のときにきちんと第1期の計画がどこまで進んで、本当にこの計画でよかったのかどうかというのを検証し、それで第2期の計画をさらに大胆なものとするべきかどうかというのを検証するという説明をしております。

ですから、何が改革なのかと言われるのであれば、まずこれをちゃんと御理解いただかなければならないと思うわけです。これらの中には当然、令和5年までには、それぞれの計画がずっと入っております。ですから、まずこれを私たちは説明したということにしておると思うんです。

何が理想なのかと言われますと、それは令和30年の理想は確かにここでは、今2期の計画はそのままずっと伸びておりますが、本当はそういう意見もたくさんこの議会の中でもありましたよね。第2期の計画は、この1期の計画の最後をそのままずっと引き伸ばしただけじゃないかと、それは手ぬるいじゃないかということもありました。

しかしながら、さっきも言いましたように、第2期の改革は、先ほど石原先生が口にしましたが、例えば1病院じゃないかというようなことも議会の中でも出てまいりました。しかしながら、そのことは第2期に計画には、今ここに載っておりません。しかしながら、これは、皆さんはある程度の御認識はいただいちょると思うんですが、それを、例えば1期の計画の中にぼんと出してしまうと、1期の計画自体が既に進まなくなるんじゃないか。皆さん方との共通認識ができなくなるんじゃないかということで、1期と2期に分けておるということも説明しております。

1期の計画はちょっと手ぬるいように見えますが、しかしながら、手ぬるいといっても病床数は橘病院で17床削減、東和病院で14床削減、そしてこの削減計画を令和5年まで続けてみて、その計画が実際にどうなるかということを検証して、もしそれが、余り効果が出ていないということになれば、第2期は、先ほどから出ているような議論がもっともっと進む。例えば、言っていないかわかりませんが、もっともっと大胆な改革がやらなければならないということになるんじゃないかと思いますが、それを理想論だけで言ってしまうと、1期の計画だってスタートできないんじゃないかということがあるわけです。

そのことは、昨年12月11日に病院事業改革の特別委員会が設置されまして、それから特別委員会の皆さん方にも大変御尽力いただきました。何と11回も特別委員会をやっていただきました。そして、さらには関係の機関との意見交換や視察も含めたら、何と17回も議論をいただいております。ようやくこの委員長報告が、あずできるというふうな状態になってきて、本当にそれぞれの皆さん方御苦勞をかけたと思っておる。

それを、私たちはまず説明したということでございますので、理想から外れちょると言われればそれはそういうところもあるかもわかりませんが、現実的に1期、2期と分けて進まなければ、実際には進まないんじゃないかということの計画でございます。（「さっきのいいですか」と呼

ぶ者あり)

○議長(荒川 政義君) 時間が来ちよるけえ。(「はい」と呼ぶ者あり)

一言。新田議員。

○議員(2番 新田 健介君) ありがとうございます。

私もずっと、改革もかじを切ってくれというふうに言ってきましたので、やっていただきたいわけですが、ただ、今回の説明会にはどうも納得いかないわけで。

町長、これ出されましたけども、全協の資料にも非常に疑問をまだ持っております。これも本当はきょう質問したかったんですけども、もうきょうは。

例えば、大島病院だって、令和12年に書いてあるのが、あんだけ減る減ると言いながら、令和12年で比べると73から入院患者が80とかに上がっちゃうんですね。外来とかも112から146に上がっちゃう。これは、帳尻合わせとしか思えないですね。だから、誠実な資料も今後はいただきたい。そこはお約束をいただきたいと思います。

ちょっともうまとめをします。また後ほど話に行きます。

最後になりますが、こんだけ病院の話で熱くなって、また留学に戻りますけども、この件については、念願かなって御変更いただいたことにまず感謝しております。しかしながら、冒頭にも申しましたが、これがスタートであります。中身と意味のあるプログラムを組んでいただきたい。私のゴールは、留学先を単純に変更していただくというのではなく、かねてから訴えております。きょうも言いました。これを機に瀬戸内のハワイというのを胸を張って言えるような町にしたい。そのためには、学生だけでなくさまざまな方が交流できるような仕組みをつくって、この留学を足がかりにカウアイとの連携をより密にする。そして、周防高からKCCへの進学、これが他の市町にはできないプログラムだと思います。ぜひこっちも前に進めていただきたいと思えます。

続いては、病院事業です。

相変わらずに赤字を計上し続けている現状を見ると、自分自身がもっとできなかったかの自責の念にかられると同時に、今後も大切な医療機関を守るために何ができるのかを考えていかないといけない。もうあとには戻れませんよね。中途半端な改革であれば、町長が以前この議場でおっしゃってございました。医療機関を残すための改革、それこそもう絵そらごとになってしまいます。病院事業局、執行部、そして本議会一体となって本気で取り組む必要があると思っております。以前から継続して言っておりますが、町民には知る権利があります。これ、何遍も言っています。臭いものにふたをせず行政と町民が一体となってこの難題に取り組んでいかないといけない。もうみんなわかっていますから、この現状は。だからもう出すことです。

全体を通して言えることは、町民の声をもっと聞くこと。そして、情報をしっかり出していく

こと。これ何度も言っています。この2点です。町長のキャッチフレーズ、誰もが主役になれる町そして幸せに暮らせるまちづくり、これを実現していただきたい。よろしくお願ひいたします。

お時間ありがとうございました。以上で、質問を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、新田議員の質問を終わります。制限時間は守るように、次回から。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時40分休憩

.....

午前10時50分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回は2点、定住促進協議会の不祥事と今後の対応方針についてと、病院再編についてお尋ねをいたします。

これまで、全協そして行政報告等で説明がございましたので、その説明されたことの繰り返しの答弁は必要ありませんので、まず、定住促進協議会について3点ほどお尋ねをしたいと思います。

まず、周防大島町として、今回の不祥事、残念ながら4度目の横領事件ということになりました。町としても自発的に再発防止を検討し、既に講じられた対策もあるとは思いますが、この再発防止策について具体的にはどのような実効性のある対策を取られるのか、そして、その再発防止策、プランをどういうふうに機能しているのかをチェックするののかについて、御答弁をお願いいたします。

次に、2点目は、今回の不祥事の根本原因であります、いわゆる準公金、すなわち町の職員が取り扱う町以外の民間団体が保有する現金、預貯金、有価証券などにつきまして、どのような管理基準を設けて管理しているののかについてお尋ねをいたします。

もし、そういった管理基準を設けていないとすれば、準公金を今後撤廃するのか、それとも管理基準を制定して、いつまでに制定するのか、そういう予定なののかについて御答弁をお願いいたします。

3点目としましては、今回の不祥事、町内部にある民間団体、全体に共通することではあります。まずはこの定住促進協議会を今後どのようにされていくつもりなのか、さらには町が最重要施策と位置付ける定住対策を今後どのような構造で進めていくのか、具体的に御答弁をお願い

いたします。

次に、病院再編についてお尋ねをいたします。

まずは、9月議会で最終案として提示して、3カ月も経たないうちに変更されるような再編計画につきましては、これまで以上に反対の気持ちが強まったことを申し上げておきます。

これまで、反省と検証のない改革、過去の経緯と矛盾する再編計画、責任を果たそうとしない病院再編計画には明確に反対をしてまいりましたが、それでも改革再編案を実行するというふうに進めながら、ここにきて突然の計画変更でありまして、町の医療を守るために何がなんでも実行するという覚悟が感じられないのは残念であります。ここで改めて再編改革の実行についての決意のほどがどの程度なのか、1分以内でまとめて御答弁をお願いいたします。

さらに、第2期以降も見据えたこの改革は、プランの実現性、現実性と言うんですか、それとともに実行段階での管理、運営管理、改革案の運営管理が肝であると言えますが、病院事業局において、これをどのような体制で改革案の実行管理をしていこうとされているのか、具体的に御答弁をお願いいたします。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 田中議員の、定住促進協議会の不祥事と今後の対応方針についての御質問をいただきましたのでお答えしたいと思います。

このたびの不祥事に関する概要につきましては、先般の議会全員協議会並びに行政報告において御報告をさせていただきました。

御質問の、これまでの調査結果と今後の方針についてのお尋ねでございます。

これまでの調査により、事件当初に判明いたしました、令和元年度における損害額は249万5,400円としておりましたが、その後の調査を継続し、元職員が定住促進協議会の庶務全般を担当することになったときから、平成27年4月から平成30年度の会計資料でございますが、これらを調査したところ、平成27年5月29日から、ほかにも使途不明金の出入金を繰り返し行うという同様な不正があったことが確認をされたところでございます。

現在も詳細な調査は実施している段階でございますが、平成27年度から5年間で損害額は、令和元年度の損害額249万5,400円を含めまして、約670万円に上ることが推認されております。

今現在も元職員は行方不明の状況で、警察の捜査においても発見の連絡には至っていないという状況にあります。

元町職員が金銭を着服したことは許しがたい事件でありまして、全容を解明するためにも刑事告訴をすることとし、顧問弁護士と委任契約を締結したので、業務上横領等の疑いで刑事告訴の

手続に入りました。

今後は、刑事告訴により警察の捜査に委ねることとなりますが、一刻も早い検挙と、事件の真実に関する情報の収集と分析に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

具体的な再発防止策のお尋ねでございました。

具体的な再発防止策についてでございますが、今回の公金横領等の事案は、管理する定住促進協議会の運営費から金銭を横領したことや、その横領の発覚を防ぐために、協議会の予算から支出したように虚偽の支出命令書を作成し、行使するといった犯罪行為を行った、元職員の公務員倫理の欠如、反社会性が最大の原因であります。平成27年度から続いた事案発生を未然に防止、または早期に発見できなかったことは、組織体制にも大きな問題があったと認識をいたしております。

直接の原因は、業務上管理していた定住促進協議会の金銭を横領するという、決して許されない反社会的行為をしたモラルを欠いた職員が存在したことであります。

再び、現金取り扱い事務において業務上横領という非違行為が発生し、いずれの場合も準公金に手をつけ、その穴埋めとして請求書や伝票を操作して横領するといった手口でありまして、そのため現金等を扱う場合のルール化を徹底するとともに、請求書や伝票を扱う際に非違行為を行うことができない組織体制づくりが重要と考えております。

今回の事件の背景には、元職員が協議会の経理を1人で行っており、組織としての管理と点検を怠っていたことが、この不祥事を誘発させた大きな原因の一つであり、平成27年度以降において、通帳からの入出金管理が全て元職員1人に集中していたこと、協議会による事務の執行及び会計の監査が不十分であったこと、並びに印鑑の管理及び内部監査報告の確認が不十分であったことが大きな原因になったことだと考えておるところでございます。

具体的な再発防止策といたしましては、1番目、業務を1人に集中させないようにするとともに、入出金管理については必ずダブルチェックを行う。

2番目といたしまして、印鑑と現金は管理者、通帳は管理補佐が別々の保管場所にそれぞれするものとし、保管場所は施錠管理が可能な場所とし、管理する責任者を明確にする。

3番目でございますが、内部監査報告の確認において、通帳による確認と写しの取得は確認者本人が行う。その実施状況について、チェックリストを用いることで形骸化の防止と、より厳格に定期的なチェック体制とする。

4番目でございますが、会計出納簿に関する資料の作成について、入出金伝票、出納簿及び通帳との照合を必ずダブルチェックにより行う。

5番目でございますが、現金の取り扱いが発生する業務については、口座振込など職員が現金を取り扱わない方法を工夫し、それによることができない場合は複数人で取り扱うことを原則と

する。

6 番目でございますが、不正を起こさない人づくり、組織づくりとして、職員間のコミュニケーションの活性化や職場の問題意識の共有などにより、不正を起こさない風通しの良い組織風土の醸成をする。所属長は常に部下職員の動静に関心を持ち、部下職員の相談役として課員とコミュニケーションの強化を図るとともに、人事評価の期首、期末面談を活用して、不祥事の端緒を発見することに努めるということであります。

これらのことは、これまでも取り組んできたことではあります。公金、準公金を問わず、現金を取り扱う全ての部署で適正に業務を行い、年月が経過しても形骸化することなく、各組織に再発防止策を定着させることが重要であり、徹底して取り組んでまいります。

2 番目の、準公金の管理の御質問でございますが、準公金の管理基準の制定はございませんが、平成30年度執行分から、各課において金銭管理規程を整備することとし運用に努めております。

田中議員さんの御指摘のとおり、準公金の管理基準を整えることは本町職員が町政運営上の必要性により取り扱う準公金について、取り扱いの基準および手続きに関し必要な事項を定め、準公金の会計処理の適正化と不正防止を図ることに資することを目的とし、財務規則の適用を受けない現金等を準公金と定義し、準公金を管理する際の留意点、管理責任者、取り扱い担当者等の指名と、その責務を規定するとともに、準公金の保管や出納のルールについても規定することで、取り扱いの基準及び手続きに関する必要な事項を明示し、準公金の会計処理等の適正化と事故防止につながるよう、先行する他の自治体の事例も参照しながら検討してまいりたいと考えております。

最後に、今後の定住促進協議会と定住対策という御質問でございました。

現在まで、犯罪行為を行った元職員は行方不明の状態で、いまだ発見に至っておりません。着服した運営費がどうなっているのか全容解明されていない状況であり、損害賠償の請求に至っていないため、現時点において損害賠償もされてございません。

このような状況において、定住促進協議会をこれまで同様に継続することは困難であると考えておりました。定住促進協議会については一旦白紙に戻すこともやむを得ないとの考えを、先般の全員協議会において申し上げましたが、町の重要施策の一つを担う定住対策を継続させる必要性は当然ありますので、その必要性に鑑み、公会計の枠組みの中でしっかりと継続ができるように取り組んでいくことを検討しております。要するに、定住対策自体はきちんと継続ができるように取り組んでいきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 田中議員さんの、再編案の実行への覚悟と実行管理の具体的方法についてですが、医療難民や介護難民を出さないで永続的に医療を提供し続けていくために

は、まず第一歩として、この再編計画案を着実に実行していくことが必要だと考えています。

再編計画案が余り、甘いのではないかという意見がありますが、全体で言いますと、橋病院の有床診療所への転換というのは非常に大きいこと、病院がある意味では診療所になるので一つなくなるということで大きなことと思います。

2番目の東和病院の病床数99床への削減ですが、一時期131床あったんです、それが今114床で、さらに99床までになります。御存じのように、今年、山中先生のところが有床診療所廃止をしていますので、それでなくても病床数は削減していますので、これが現状ではもう最大だと思ひまして、かなり厳しい改革案だと考えています。

今後の実行管理につきましては、総務部及び各施設の職員による組織を設置し、実行へ向けたロードマップを速やかに作成し、利用者への対応に万全を期していきたいと考えています。

また、総務部や各施設の職員による組織を設置し、再編計画案の実行に関する検証を行い、検証結果については主要な施策の成果を説明する書類により議会へ報告したいと考えています。

次に、目指すべき将来像についてですが、先ほども申し上げましたが、まずはこの再編計画案を着実に実行していくことが大事だと考えています。

しかしながら、第1期再編計画末の2023年度、令和5年度末において、再編計画案の財政シミュレーションより実際の現預金の残高が下振れし、20億円を割る場合には第2期再編計画がより厳しいプランとならざるを得ないと考えています。

目指すべき将来像については、再編計画案の検証の中でさまざまな意見を集約していこうと考えています。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 定住促進協議会ですが、もちろん私も定住対策は継続する必要があるというところは異論はないんですが、御答弁の中で公会計の枠組みの中でというような話もありましたけど、じゃあその、定住促進協議会は廃止せずにとということなのか、ちょっとその辺がよくわからないので、もう少し具体的に御説明をお願いいたします。

今のような民間団体を置くのか置かないのか、この協議会自体はどうするのか、公会計の中で進めるのであれば、もう町の事業の中に組み込む話だと思うので、その辺がよくわからないので補足をお願いいたします。

それと、特に今回の不祥事に対して再発防止策というのは、要するに内部のこれからの取り組みというふうに聞こえたんですが、初めてならいざ知らず、もう4回目ですので、これまでも再発防止策に取り組んできた中で起きたことなので、失われた信頼を取り戻すためには、そういう印鑑の管理を徹底するとか、1人に集中するようなことはやめるとかいう前に、その信頼を回復するための目に見える形の再発防止策を示して、それを町民の方に明らかにしなきゃいけない、

そのためにはやっぱり内部も、要するにこの組織自体がそういう管理ができない組織なんだから、そこで幾ら再発防止策を検討すると言われても、それはちょっと余り信憑性がないと言うか、実現性が疑われるので、そこをやっぱり、具体的に言えば外部の目を入れて、議会とか外部の有識者の目を入れて、それで一つ、ほかの自治体でもやっていますけど、不祥事があればこういう再発防止策検討報告書というのをまとめて公表しています。

だから、言葉だけではなくて目に見える取り組み、姿勢を示すことが必要なんじゃないかなと思います。そういうお考えはないのか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 過去にも全く同じような事例があったにもかかわらず、またこういうことが起こっておるということについて、4件とも全部同じというわけではありませんが、過去の2件については、ほぼこれと同じような状況であったというふうに私も認識をいたしております。

いずれも外郭の団体に町からの補助金等を入れて、その外郭の団体が外郭団体独自に経理を行っておるという状況でございますので、外郭団体の事務局をしておる町の職員による行為だということでございますので、町の財務会計、公会計では町の職員が現金を扱うということはほとんどありません。例えば、前渡金をするとか、立て替え払いがあるとかということもまれにはありますが、その立て替え払いもほとんど現在はないというふうに認識をしておりますが、そのように管理ができない組織というふうに御指摘をいただきましたが、管理ができない組織とまではいえないと思いますが、要するに現金を扱わなければ、することもできないというふうに思いますので、町の公会計、財務会計の中にこの外郭団体で扱う、補助金とせずに町の財務会計の中で、町の行政の中で直接的にやれるものがあるのではないかと今検討しているわけございまして、定住促進協議会は大事なことなんではあります、定住促進対策自体が大事なことであって、定住促進協議会でやらなければならないかどうかということは、きちんと検証しなければならないと思いますし、ただ、その定住促進協議会でどうしても、協議会を立ち上げておって、その協議会の中で協議会としてやらなければならない事業があれば、それはそれとして必要性があるということでもありますので、定住促進協議会を全て解散するとまではどうかというふうにも思います。そこらも含めて検討したいと思いますが、いずれにいたしましても定住促進協議会に補助金を出して、定住促進協議会の中で経理をしなければならないという現金管理はできるだけなくしていくという方向で今検討を進めているところでございまして、新年度の予算ももう間もなくでございますので、今、新年度予算の要求が各課から出ておりますが、その中でもこの定住促進協議会だけではなくて、町から補助金を出して、さらに外郭の団体として経理をしておる団体についても同じように、できるだけ外郭団体の中で経理をすることがなくなるように、できるだけ町の財務会計、公会計の中でこの会計処理をする、言うなれば現金を扱わせないというよ

うな方向に持っていきたいということを今検討しているわけでございますので、管理ができない組織とは思っておりませんが、きちんとしたそういうことをやっておるつもりではあったわけですが、結果的にこういうことが行っておるわけですから、言うなれば現金を扱わなければそういうこともできないということになるわけでございますから、そういう形をぜひとも取っていききたいというふうに思っております。

ちょうど新年度の予算を今から査定、ヒアリングをするわけでございますので、その予算の中でできるだけそのような方向性に持っていきたいと思っております。

ただ、くどいようですが、協議会自体を全面的に全部なくすかどうかというのは、これはまだちょっと、どういうふうにするかというのはきちんと今から検証し、そしてまた新年度に向けて、他の構成団体もあるわけですから、そこも十分協議をしていききたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 田中議員さんから御提言の、外部の目を入れての検討委員会の設置については検討してまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 管理ができていないというのは言い過ぎだという御指摘がありましたが、ただで合併して15年、結果的に4件の不祥事があって、結果としてそう言われても仕方ないと思うんですね。そこをよく認識していただいて、これまでとは違う取り組みがないと信頼は回復できないんじゃないんですかということをお願いしているの、そこは真摯に受けとめてしっかり検討していただきたいと思いますが、さっきの11月の全協では定住促進協議会は解散せざるを得ないと言ったけどということだったんですが、私はもう定住促進協議会は、今回の不祥事ですごいマイナスイメージがついてしまったと、協議会というそういう官民共同の組織があることがいけないというわけじゃないんですけど、この際と言ってはあれなんです、やっぱりこういうことがあった以上、定住促進協議会をそのまま置いて定住対策を進めるというのではなくて、一度、原点にかえて、推進団体のあり方を含めて根本的に、さっきの検討委員会もそういったことも含めて外部の目も入れて見直すべきじゃないのかと、定住促進協議会の中でやらなければならない事業もあると言われましたし、現金を扱うというようなことも必要だというふうな話もありましたけど、じゃあ定住促進協議会の中でと言うか、定住促進協議会としてやらなきゃならない事業とはどういったものが具体的にあるのか、資料を見ると現金の扱いというのはごく一部なんですよ、町の公会計の中で支出することも十分可能な話で、それで全て可能だとは言いませんけど、現金の扱いはごく一部でできるものであって、やっぱりそこら辺を定住促進協議会ありきという考え方じゃ出直せませんよということをお願いしているの、そこをやっ

ぱりよく考えたほうがいいんじゃないかなと思いますが、もう1回御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ただいまの御指摘のように、定住促進協議会に補助金を出して定住促進協議会でなければできないものがあるかということでございますが、厳格にその精査をすれば町の財務会計の中でできることだというふうに思っております。

今の定住促進協議会の不祥事によりまして、定住促進協議会という定住をする協議会自体の評価が地に落ちているということもそのとおりだというふうに思っております。

しかしながら、定住促進協議会が悪いと言うか、定住促進協議会の事業が悪いということではないということでありまして、定住促進自体は町の非常に重要な政策の一つであります。

しかしながら、これが民間団体を入れた協議会でなければできないものかどうかということも考えなければならないというふうに思いますし、そこでなければできないということでもないのではないか、他の市町の状況も見ておりますと、当然ながら直接的に町の行政としてやっておるということも、そういう自治体もあるわけでございます。

当然ながら外郭団体に委託しておるところもありますが、そのようなことからして、定住促進協議会でなければできないものがあるのかどうかと、多分そういうことも含めて定住促進協議会のあり方、そして、それがきちんと名前として存続させるのかどうかということも含めて、新年度のスタートまでにはきちんと整理をしたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だからぜひ、そのこの検討の際にあたっては、内部だけで考えるのではなくて外部も含めて御検討くださいと、外部の意見も含めて御検討くださいということをお願いしているのでもよく考えていただきたいと、もちろん私も定住促進協議会が悪いなどということは一言も申し上げておりませんで、そういう定住促進、定住対策を町の最重要施策として進めるのであれば、もっと大胆な組織で進めるべきだというふうにも思っておりますので、しっかり検討していただいて、目に見える形で対策を講じていただきたいと思います。

時間があつたらまた戻ってきますが、病院再編についてお尋ねをいたします。

最初に、先日の説明会についてお尋ねをいたします。

その中で、私は今回の説明会は、急遽、非常に強引なやり方だと思いますが、それでもこの計画自体を町民の方にしっかり理解していただくと、まあ私は反対なんです、反対なんです、しっかり理解していただくということのために開催したものだと思いますが、非常に残念なのが、その中で質疑があつて、責任論とか病院が多いんじゃないかと当然の意見もあつて、それに対して、じゃあどうすればいいのかとか、あえて申し上げませんが、ちょっと逆ぎれかなと思うようなそういった御答弁があつたと思います。

これは議会に対してもたまにあるんですが、あなたたちも考えてくださいという答弁があるんです。でも、それはきちっと情報と権限と予算、これを与えて初めて考えられるもので、それもなしに、じゃああなただったらどうするのかというような、こういう言い方は非常に町民の方に対して失礼というふうに思います。ちょっと30秒ほどお時間を上げますので、もし何か言うことがあればおっしゃってください。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） その点、大変反省しております。非常に、ときどき条件反射的に頭にこないうちに言葉が出ることがあるので、昔からおふくろに、もうちょっと考えてものを言えとよく言われていたんです。非常に我慢していたんですが、言葉は悪いんですが、売り言葉に買い言葉的になってしまって、非常に反省して、それから検証はしていないんですが、反省はずっとしているところです。議員の御指摘どおりで、特に大島病院のときにはかなり激動してどうも済みません。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回、計画変更されて、主にはやすらぎ苑が介護医療院に転換するというところになったところが大きな変更点だと受けとめておりますが、これは、これまでの説明では当初は介護医療院への転換が不可能だと考えていたけど、県や国との協議でこれが可能であることが指摘されたと、判明したというようなことと受けとめておりますが、そういう認識でよいのか確認させてください。御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 今回の改革案で非常に悩んだのがそこで、一番最初にやっぱりやすらぎ苑、2つの老健、50床と80床、さざなみ苑と2つでは多い、しかも両方ともかなりの赤字を出している、やすらぎ苑は50床ですので、50床ではやはり満床になっても赤字が解消できないということで、いかにしてやすらぎ苑を変えるかということで悩んで、一番最初に私もいろいろあたって介護医療院にならないかということで、いろいろ調べたんですが、文章的にしてもいいという文章はなかったもので、介護医療院にすることは難しいんだろうということでした。

それで、なぜ介護医療院がいいかと言うと、もう何回も言っていますが、在宅扱いになりますので、そうすると東和病院、橘病院、大島病院に長期入院している方がそちらに比べて在宅扱いになるといいと、特に地域包括ケア病床の場合は60日以上は入所できない、しかも在宅の復帰率が70%でないとできないということがありましたので介護医療院にこだわっていました。

しかし難しい、そうすると一般病床からの介護医療院も難しいということだったんですが、どうか病院でも、一応、療養型にすればなるのではないかとということで、御存じのように東和病

院にと考えたんですが、先ほどから何回も言っていますように、131床から99床まで減って、なおかつ54床までという、現状ではやはりかなりの、言葉は悪いんですが、医療難民が出るのではないかということで、もう一遍いろいろなことを考え直し、文章を読み直し検討もしてもらって、第8期の介護医療計画では、老健を一度廃止して、あそこに介護医療院をつくることができるのではないかということに達しました。

ただ、これも今から町のほうの介護計画に案が載らないことには前へ進みませんし、それをまた県が最終的には許可するということが必要です。ですが、まずスタートとしてここで議員の皆さんに認めてもらわないとということで、そういう変更で、それで先ほども言いましたように、9月25日から2カ月以上、大方3カ月かかったということです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のこの計画変更については、私も一緒に県のほうとも協議にまいりました。

私も、どういうことでこの介護医療院の時期のことがあるのかということは余りよく理解できていなかったんですが、実は介護医療院の転換の開設許可の制限というのがございまして、山口県の文書の中でこういうのが出ていたんですね、山口県では平成32年度までの間、介護医療院の開設許可は介護療養病床転換型老健を含む、または医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設許可は予定していませんという文書がありましたので、こういうことなのかというふうに思っておったんですが、実は平成32年というのは令和2年なんです、これまではだめだということですが、令和3年以降はじゃあ何で書いていないのかと思っておりましたが、実は令和3年というのは第8次の介護保険計画のスタートの年になるわけです。言うなれば、第8次の介護保険計画はまだできていないわけですから、そこにどうだこうだというのは書けないというのは当然のことだというふうに思っておりまして、それなら令和3年以降であれば可能性としてはあるのではないかということにたどり着いて、県ともそれはまあそういう話も出てきて令和3年自体はまだ介護保険計画も載っていないわけですから、今、介護医療院を開設しますよと言っても、これからの第3次の介護医療計画に載せるということがまず第一にそのハードルを越さなければならないということではありますが、そこであれば可能性はあるというようなことから、このような計画変更が出てきたというふうに私は認識しておるわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だから、要するに9月議会まではやすらぎ苑を介護医療院に転換することはできないと認識していたんだけど、それ以降、県の協議で介護医療院に転換できますよということがわかったということですよ、簡単に言えば。そうじゃないんですか。そういう

ことなんですよね。（「可能性はあるかもということ」と呼ぶ者あり）はい、可能性、だから転換できないということだったのができるというふうになったということで、県との協議というのは、この間の説明会の資料にもづらづら書いていますが、何回も協議されたというのはわかるんですが、9月議会以降に県との協議をしたのが3回、きのう資料をいただきましたが、11月1日に県庁医療政策課で協議したという、このときにはもう介護医療院への転換を視野に入れた改革案というのが検討されているということなんです、じゃあ実際に県のどこから、どこの部署でそういう介護医療院への転換ができるんですよという判断が下されたのかどうか、いつの協議でですね、その辺を御答弁ください。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 済みません、いついつこの時点でどうという話に、いろいろやり取りしていて、これはできるなという判断をしたので、そしてその判断のもとに、田中議員さんしか、今、持っていないんですが、議員さんが持っておられるパターン1から4までを考えて、その案のどれでということできました。だから、どこのどの時点でこれが、やすらぎが介護医療院にできるんだというのだけではなくに、いろいろなやり取りのうちにはこれは可能だろうということで、その4案のうちが考えて、その4案を持って行ったんです。

ちよっとこの文章で、議事録でどこに載っているというのではないということです。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これは非常に、9月議会で議会に対して、私は賛同していませんが、理解していませんが、議会の理解を得られたという結論に至ったものを変えるということは非常に重要な方針転換だと思んですが、いただいた政務資料には何も書いていないんですね、11月1日の記録、記録にもならないような記録ですが、いろいろやり取りした結果に、いつというのは言えないと言うけど、要するに9月議会までは介護医療院に転換できないと判断していたんだから、それ以降ですよ、それ以降で11月1日の協議の時点では介護医療院の転換がもうわかっていた、できるというふうに認識していたからこういう検討案が出ているので、じゃあ10月8日に指摘された以外にないじゃないですか、この資料から言ったら、違うんですか。

○議長（荒川 政義君） 石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） こっちが出向いて行ったのは、その2回ですが電話のやり取りはしょっちゅうしているので、そういうところの話し合いの中でということです。11月8日に、これでは東和病院の病床数が少ないのではないかと、ちよっと医療がということで、それは、私は介護医療院がどちらかと言うと医療で48ほどいけると思っていたので、54プラス48ということの解釈でこの議会でもそういうことで承認してもらったんですが、よく考えてみるとうか、こっちは介護であって、医療は必要なんです、医療が必要な人が入るところではあるん

ですが、あくまでも介護であるということで、やはり急性期とかある程度の回復期等がやはり足りない、54では足りないというふうに言われると、やはりその根本に戻って、そうすると東和病院を99床に戻すと、そうするとやはりなかなか、やすらぎにおられる、今の四十数名おられる入所者をどこに、現時点です、ちょうど変わるときに変わって行くところがない。

確かに、さざなみも少し空いてはいるけど、それでは吸収できない。しかも、橘も有床診療所にしていると。そうは言っても、東和も99床まで減らしとると、やすらぎにおられる入所者の行くところもないということもあって、いろいろ検討してここはできないかということで、介護医療院にということで、電話とかいろいろなやりとりです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、以前の国と県、県と市町村という立場が、以前は県にお伺いを立て、どうですかと言ったら県がいいですよと言えば、許可するよせんよとかいうようなことを、今でも許可の問題はある分野も当然ありますが、今は当然ながら、上下の関係ではなく対等の関係だということを原則的に打ち出しておるわけですから、県にいいですか、いいですよというような話ではなくて、県からもいろいろな情報提供をいただき、そして私たちもこういう現状をお話し、そして県との協議の中で決まってきたということで、さっき申し上げましたが、石原先生からも話がありましたが、東和病院が131ベッドあったのが114になり、さらに今回の計画では99になるということ。そして、橘病院も36から19になる。この2つだけで、既に32ベッド減るわけですよ。そして、もう一つ民間ではありますが、山中クリニックのほうも19がゼロになるということで、トータルで町内から51ベッド削減が行われるということになります。今の計画でもですよ。

それが、東和病院の114が99になるだけではなくて、60マイナスということは、それは余りにも東和病院の現在の入院患者と比較して厳しいのではないかということから、何とか次の、今の9月25日の計画以降、それは先ほど私が別のところで申し上げましたように、ちょうど9月26日に病院再編という厚生労働省がぼんと出した、そのことも当然影響しておると思えますし、もう一回ちゃんと見直しをかけようじゃないかということも、ちょうどタイミング的に合ったということでございまして、県とどういう協議がとか、いつ県が決めたんかとかという話ではなくて、県とはいろいろ情報交換をしながら、町のほうがこういう計画案を練り直そうということにならざるを得ない状況になってきたということでございますので、9月25日にはある程度、議会と執行部との間では共通な認識ができておったにもかかわらず、つい変えたんかというふうな今おっしゃられ方だったと思うんですが、そうではなくて、さっき言いました9月26日に厚労省が発表した全国の公立、公的病院の再編計画がぼんと出たり、そういうことも含めて、やはり全体的に見直さなければならぬ状況になってきたということやってまいりました。

今、石原管理者が申しあげましたように、介護医療院への転換ということが、どの分野でいつできるのかということについては、なかなかこの文書から読み取ることが難しいという状況でございまして、早くそこをきちんとできておればそういうことだったと思うんですが、ただこの議会の中でも、やすらぎ苑が一遍に50床が廃止になると、それでは今やすらぎ苑入っちよる人はどうするんかという議論がありました。それは、さざなみ苑の80床もありますが、しかしながら、両方で130が80に落ちるわけですから、そういうことの不安もございました。

また、通所リハのこともいろいろ議論がありました。それらも含めて、同じ老健と介護医療院と東和病院の一般病床数との見直しをやっていこうということが、この10月、11月かかってきたということでございますので、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私が言っているのは単純な話で、この前の説明では、9月議会までは老健から介護医療院に転換することができないという認識だったと。それは非常に読み取りにくいことだと今御答弁がありました、解釈が難しいというような話が全協のときにあったと思うんです。

ということは、事業局として、介護医療院への転換ができないという認識を9月議会までは持っていたと。それが、どういうものかはわかりませんが、読み取ることによって、介護医療院に転換することができるのではないかと考えて、県と相談して、私、県から指摘を受けたと言いましたけどそうじゃなくて、県と相談して、これはできるんですかということ町から主体的に持ちかけて、県というか医療政策課ですかね、いいですよと、できますよということ言われて、介護医療院への転換という計画変更になったというふうにとめたんなんですが、それでよろしいんですかね。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 制度的なことになりますので、ちょっと私のほうから御説明を、（「難しい話」と呼ぶ者あり）難しい話をします。

まず、基本的な認識をいただきたいのは、実は、私が石原先生から今回の改革見直し案ですね、お示しをいただいたときは、私は石原先生にも、先生それはできんのじゃないですかねと本当に言いました、制度的にですね。

ですが、その後、私も疑義がありましたので、県とちょっとお話しをさせていただきましたのですが、県の認識は、いわゆる介護というのは市町村が保険者であるということなんです。ですから、市町村が第8期の計画の中で確実に、簡単に言うと、この見直し案が了解をしたということ、成案になればという話ではあるんですけども、第8期の計画の中で介護医療院を位置付けるならばその整備は認めますと。

ただ、先ほど町長が説明をしていたと思うんですけども、既に今年度、この改革案が通れば、町内で51ベッドが削減をされるという状況があると。それから、やすらぎの50が削減をされるというところと。ですからこのベッド削減が仮になかったら、県は多分うんとは言っていないのではないかと私はそのように認識をしております。

ですから、ベッド削減、それから老健の廃止、そして新たに介護医療院を8期計画において新設をするというところで県は認めた。ですから、県のほうははっきり私にできるということを言っておりますので、その旨、御理解をいただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっとますます、何か複雑化してくるんですが、私が聞いているのは単純な話なんです。9月議会までは、老健から介護医療院に転換できないと。条件は変わっていないわけですが、大島の医療環境、施設の状況は変わっていない、9月議会とその後が変わったわけじゃないんで。変わっていないのに、結局はこれまでの説明では、介護医療院への転換ができないと。さっきの話に戻りますけど、読み取ることが難しかったと。それが、今言われたように、県との協議の中でベッド数削減とかという状況になればそれも認められますよということで、今回の計画に上がったということなんですが、そういう検討はそれまでもできたはずなんですよね。

じゃあ、9月議会までは、介護医療院への転換をできるという認識が持っていなかった。9月以降はそれを読み取ることができた。それは何に書いてあるんですか。何の基準にそういうことが書いてあるんですか。そのできない、何の基準を見られてそこを判断されたということなんですか。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 何に書いてあるかということでございますが、今回の介護医療院という部分に係ります、人員と設備と施設の基準というのがございまして、その経過措置のところには書かれております。その経過措置は、先ほど石原管理者が申し上げたとおりなんですが、あくまでも医療療養病床、それから介護療養病床、もしくはそういった病院のベッドを削減をして整備をする。または、転換型老健といたしまして、過去に療養病床を削減をして老人保健施設をつくったものというふうに、そこは明記をされております。

ですから、先ほど町長が、令和3年までは山口県としてはその部分の整備しか認めないと。ですから、第8期以降であればそれを認めると言ったのはそういう意味でございますので、そのように御理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 理解はしているつもりなんです。だから、何回も言いますが、そういう検討は9月議会以前もできたはずじゃないですか。それをなぜしなかったのか。それができるのであれば、まだ読み取れていないところがあるんじゃないですか、ほかにも。時間をかけてしっかり読み取る作業をしなきゃいけないんじゃないんですか。まだ結局、検討の余地があったということです。9月議会に、これが最終案ですよと議会に対して示した案というのは、まだ検討の余地があったということです。だったら、そんな拙速に、3カ月もたたないうちに変更案を出すんじゃないかと、もう一回きちっと全体を見直さなきゃいけないんじゃないんですかということをお願いしているんですが。

ちなみに、医療政策課と協議した、そこで指摘じゃなくて、何というんですか、こういう指導というんですか、そういう見解を示されたということだと思んですが、介護医療院の所管というのは長寿社会課ですよ。

そこは、要するに、さっき施設基準の話が出ましたけど、介護医療院、これまでの説明がどうも私は納得いかんかったんですけど、老健から介護医療院への転換ができないんですよと思ってたけど、9月以降はそれができることが何かを読み取って、施設基準の経過措置を読み取ってわかったということなんでしょうけど、その施設基準を満たせば、老健から介護医療院だから転換できないという話じゃないはずなんです。だから、そこは9月議会以前に幾らでも検討できた話じゃないんですか。1年、2年かけて検討期間があったんだから。

それがなぜ、計画がまとまって、もうこれでゴーサインを議会として出したあとに、私は出していませんが、出したあとに、3カ月もたたないうちに変更をされたんですかと。そこがどうしても私は納得いかない。

それは、余りにも無理がある話で、町民の方に対しても、今回の説明会で変更ということに対して質疑は出ませんでしたけど、非常に、これまでの経緯を見ていると、議会に対しても余りにも軽率というんですか、そんな計画で、今回私は——これもうぼちぼちあれですか。今回はこれは改革ではなくて、改革改革と最初から大風呂敷を広げるから何か戸惑うんですが、今回のこの整備計画を見ると、要するに規模の縮小なんですよ。経営改革でもなんでもない話をさも大げさに。話を聞いてみたら、結局、中は触れない。今の職員の方をやめさせるわけにもいかない。それはそうでしょう。

だったら、それなりの自然減少的な縮小方法というのをはじめから立てて、コンサルタントに年間何千万円も、2,000万円でしたかね、かけてそういう検討をしなくてもよかった話じゃないかと。これから管理者、徹底的に改革すると。設備の支出を抑える、コスト削減も徹底的にやると言われましたけど、そういう、よくわからない変更、計画自体を急に、根拠が理解さ

れないような計画変更をしても、その計画、改革案というんですか、再編案が、改革案としては私は成功しないと思いますので、改めて反対と申し上げておきます。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。（発言する者あり）

○町長（椎木 巧君） 今そうやって変更変更って言いますが、皆さん、これずうっと渡していますよね。これだけ変更がずっとあってきちよるんですよ。今回だけが変更というわけじゃないでしょう。去年の12月からずっと何回この（「それは検討段階」と呼ぶ者あり）検討段階です。変更まで、ですから、（発言する者あり）今回の変更は、9月の25日に一応共通認識を得たというふうに私は思っておりましたが、さっきからの理由がそのとおりなんです、実は、ここにこういうふう書いてあるんです。山口県では、平成32年度までの間、介護医療院の開設許可は介護療養病床または医療療養病床からの転換のみを対象としており、その他の病床からの転換や新規の開設の許可は予定していません。ですから、これを私たちはずうっとこう考えておったと思うんです。

それが今、部長からも話があったように、例えば、これは32年というのは何かと言ったら、令和2年までが第7期の介護計画なんです。ですから8期のことは当然言われていないわけですよ。ですからそこは、8期の介護計画に載ればいいんじゃないかというようなことも出てきたということでございます。

それでもう一つは、改革じゃないじゃないかと言うけどですね、これ、まさに再編案なんです。再編案ですが、それは改革なんです、それは目に見えたような、田中議員さんが言われるようなことにはなっていないと言われますが、しかしながら、何度も繰り返すようですが、ことしスタートをして令和5年までを第1期として、これは、第1期と第2期を分けた理由というのを今まで何度も言っていると思いますが、第1期に、スタートから大胆な改革を示したときに、はじめからそんなことをやって、はじめからその改革案というか再編案が通らなければ何もスタートは切れないということなんです。

ですから私たちは、これは第1期の再編だと言っておりますが、第1期の再編を令和5年までやって、そこできちんと検証した後に、令和6年からの第2期の再編になると思いますが、第2期の再編も含めてトータルで見たいと思うわけです。だから、第2期の再編は今出ておりません。2期はそのまま、1期の計画の続きが出ておるわけですから、ぜひともそのような全体のことを考えていただきたいと思っていますところでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、3番、吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） 議席番号3番、吉村忍でございます。今回も発言の時間を与えていただきましたこと、まずもってお礼を申し上げます。

午前中の熱いあつい新田議員、そのあと厳しい田中議員、さらに、私のあとには砂田議員が控えておりますので、私の場合の昼下がりの楽しいひとときを心安らかにお過ごしください。（笑声）

それでは、通告に従いまして、二項目、質問をさせていただきます。

最初に、小学校統廃合についてです。

まず、本定例会一般質問通告締め切り後の12月10日の全員協議会におきまして、森野小学校と油田小学校の統合について御説明をいただきましたが、油田小学校の保護者の総意として教育委員会に陳情があったことや、10月23日に、油田小学校区の地域の皆様に説明会が開催されましたこと、議会側への説明がそのとき初めてであったことについて、2年前の中学校統合の際と同様に、議会を置き去りに進めていく方法について少し残念な思いでありますと、一言、苦言を呈しまして質問に移ります。

児童の減少が進み、単式学級のみ为学校が3校、残りの7校が複式学級を有している小規模校である現状の中、学校小規模化による影響を考え、児童の教育条件をより良くすることを目的とした小学校統廃合について検討を開始すべきと考えますが、町長、教育長の御所見を伺います。

次に、イノシシ対策について伺います。現在の農産物を守る対策に加え、町民の命、財産を守る対策にも重点を置いた施策を講じるべきと考え、次の5点について伺います。

まず、1点目、農林業被害額についての過去のデータがありますが、この算出方法を御教示願います。

次に、2点目、道路脇の法面、民家の石垣の破壊や庭を荒らす等の被害についても状況や被害額をデータベース化し、詳細な被害状況を把握すべきではないかと考えますが、見解を伺います。

3点目、町内では幸いにも、現在のところ人がイノシシに襲われた事例はないとのことですが、他県では、民家の庭や玄関先でも人がイノシシに襲われ負傷した事例があります。耕作地以外についても、人命を守る観点から、鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の補助対象とすべきじゃないかと考えますが、見解を伺います。

4点目、道路上での車両とイノシシとの衝突事故が多発しています。本年1月1日から11月

30日までに、町内でイノシシと衝突したと110番通報があり、事故として処理されたのが約10件あったとのこと。110番通報するケースの多くの場合は、車両が自走不能となった場合であり、自走可能な場合は110番通報されないケースがほとんどであると聞いております。このようなケースも含めると、事故も相当数あると想像できます。

私は、この車両とイノシシの衝突事故の責任の一端は、道路へのイノシシの侵入防止対策を怠った町にもあると考えております。道路上での衝突事故は、他者を巻き込んだ大惨事になる可能性もあり、道路へのイノシシの侵入防止対策、衝突事故防止対策について、町はどのように考えているかを伺います。

最後に、5点目、町内の道路上で走行中の車両が落石に衝突し、車両が破損した事故において、過去には、車両の修理費用を町が負担した事例がありますが、道路上でのイノシシとの衝突事故についても同様の措置をとるべきではないかと考えますが、見解を伺います。

以上、御答弁のほどよろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） まずもって、統合について、全員協議会への御説明が遅れたことを申し訳なく思っております。

ただ、油田小側からの陳情はありましたが、森野小学校での説明会の日程がまだ決まっておられませんので、日程が決まってから12月10日に説明させていただいた次第です。

吉村さんの、小学校の統廃合についての御質問について、町長と協議した結果を私があわせて答えさせていただきます。

現在の町立小学校については、10校中7校が複式学級を有する学校で、そのうち児童数が30人未満の極小規模の小学校が5校となっております。このような状況にあることから、複数校が集い授業を行う拡大集合学習を実施するなど、工夫をした教育活動を展開しているところで

す。

これまでの学校統合は、保護者をはじめ地域住民の理解が得られた学校について行ってまいりましたが、平成16年の合併後の小学校統合については、平成22年3月に屋代小学校が明新小学校と、平成23年3月に椋野小学校が久賀小学校と、平成26年3月に和田小学校が森野小学校と統合しております。また、このたび、油田小学校の保護者から森野小学校との統合要望があり、油田地区をはじめ、関係する地域への説明会を含めた対応を行っているところでございます。

一般的に、小規模校のメリットとして、きめ細かな指導や地域ぐるみの協力などが挙げられますが、その反面、切磋琢磨する機会の少なさや、複式学級では1学年当たりの直接指導の時間が短いなどのデメリットもありますので、個人的にも、集団的にも、子供たちが変化の激しい社会に対応できる力を備えるような環境づくりが必要と考えております。

しかし、当町の小学校においては、地域ぐるみの見守りをはじめ、地域住民が学習支援への参画や学校行事への参加など、地域と密着した学校経営が行われており、心温まる御支援・御協力をいただいていることが現状ですので、学校統合は、保護者をはじめ地域の方々の理解が重要となります。

このような状況を踏まえながら、教育委員会といたしましては、子供たちが人生の土台をしっかりと養うことができるよう、町全体での学校設置の位置的バランスも考慮しつつ、学校規模の適正化を図りたいと考えております。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 続きまして、吉村議員さんの、イノシシ対策についての御質問にお答えいたします。

最初の農林業被害額の算出方法についての御質問ですが、その算出は、山口県農業協同組合周防大島統括本部が行う農家からの聞き取り調査をした額を被害額としております。

次の道路脇の法面、民家の石垣破壊や庭を荒らす等の被害状況の把握についてですが、旧町単位で構成されております猟友会の4つの支部会員が、2人1組で旧町内を巡回パトロールしております。

その際、掘り起こしや被害等の報告があれば、貸出用のスマートフォンを使って現場を撮影することにより、そのデータが、農林課の有害鳥獣対策担当者のパソコン上で、その状況が把握できるようになっております。

イノシシの目撃、被害や捕獲等の情報をデータベース化しており、鳥獣被害対策に役立てております。しかし、民家の庭の掘り起こしについては、把握に至っておりません。

また、被害額についてもデータベース化には至っておりませんので、今後の課題としていきたいと考えております。

3番目の、耕作地以外にも鳥獣被害防止施設等整備事業補助金の補助対象とすべきとの御質問ですが、近隣市町においても耕作地以外を補助対象としている自治体はなく、本町といたしましても、今後も耕作地を守ることを主眼に置いた対策を講じてまいりたいと考えております。

4番目の道路へのイノシシの侵入対策、衝突事故防止対策について、町の考え方についてですが、この対策を講じる場合、交差点や進入路、駐車場等への取り扱い、多大な設置費用と維持管理費用が嵩み、実現は不可能であると考えております。

5番目の、道路上で落石により自動車が破損した事故において、過去に町が修理費用を負担した事例と同様に、イノシシとの衝突事故でも同様の措置を取るべきではないかとの御質問でございますが、昭和45年の最高裁判例の高知落石事故については、落石が通行中の自動車を直撃した事例において、防護柵等の設置や事前の通行止めの措置を怠ったとして、道路管理者に瑕疵が

あったと認められた事例はございます。

しかし、平成22年の最高裁判決の判例では、動物が道路に侵入し、これを避けようと車が分離帯に衝突し、運転者が死亡した事案がありましたが、この場合は、道路管理者の瑕疵は問われませんでした。

町といたしましては、道路にイノシシ注意の標識を立てるなど、ドライバーに注意を今後促していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。油田小学校の件を、通告前にもわかっていれば質問の仕方も変わったんですけども、今回は所見を問うものとし、再質問は行いませんと通告してしまいましたので、要望だけを述べさせていただきます。

今回のように、せっぱ詰まった状況に陥って、保護者から要望があって進めるのではなく、教育委員会主導でありながらも議会を置き去りにしない方法で、また、旧4町の区域内にこだわらない方法で進めていただきたいと思います。

さらに、話は少し変わるんですが、若者定住促進住宅、先月ですか、抽選があったと思うんですけども、約8倍の申し込みがあったと聞いております。学校の近くに住みたいというふうな思いもあってのところもあると思うんですけども、小学校統合に合わせまして、そのような住宅の整備のほうも、あわせて要望を申し上げます。

イノシシ対策についてですが、質問の1と2に関しましては、町内で起こるさまざまな被害を把握することによって、次なる対策を講じることが行政の仕事、役割であると思い、質問をさせていただいた次第でございます。

3番目、4番目、5番目の質問に関しましては、また、吉村がとんでもないことを言い出したというふうなことだと思います。けが人が出るまでは何も対策をしない。雨の日や夜間は車でうろろするな、事故は自己責任だという旨の御答弁に聞こえました。これらは、あくまでも被害者の声でございます。さらに、町民の声であります。庭を荒らされたり、車両が大破した被害者に対しましてお見舞いの言葉すらもなく、被害者に厳しく、職員の管理体制は甘いということがとても残念でなりません。

さて、私も狩猟免許を取得いたしまして、有害鳥獣捕獲に現在取り組んでいるところでございますが、まず、わなの作成から、架設で、捕獲、とめ刺し、埋設と、一通りを経験してみました。一番大変なところは、やっぱり埋設のところだと感じております。

山の10頭より里の1頭を捕獲するのが効果的だということで、里にあらわれるイノシシを狙って捕獲をしているわけでございます。当然、里には埋設する場所がありません。農地や山を持

っているわけでないので、山に埋設する場所もなく、非常に困っています。

私の感想と、ほかのハンターからも何人か聞いた意見でございます。例えば、棕野の清掃センターに無償で持ち込んで処理できるであるとか、町有地に埋設を許可いただけるなどの方法がとれればと思うんですが、その辺いかがでしょうか。御検討願えますか。実現いただきたいんですが。

まず、可能かどうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 有害鳥獣の対策について御協力いただいていることに対しまして、まずはお礼申し上げます。ありがとうございます。

町有地の埋設ということになりますと、その町有地が今後とも一切使われない状態、あるいは、荒らしていくという表現はよくないですが、もう手を付けない状態であれば可能かとも思いますが、何分、今後、先、どういうふうな使われ方をするかわからないところに埋設するというのは、ちょっと難しいというふうに思います。

それと、棕野の焼却場、要は最終的なごみ焼却場なんですが、そこの管理については、ちょっと関係部署が違うので、そちらのほうの部長から答弁させていただきます。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 吉村議員さんからの、清掃センターへのイノシシの死骸等の持ち込みの可否についてでございますが、条件付きというか、受け入れは行います。

ただ、燃え残り等の恐れがありますので、1頭丸々をそのまま持ち込まれても、ちょっと処理が、処理がというか引き受けしかねますので、おおむね5キロ程度に解体された上で（笑声）、内蔵とか血液とかが流れ出ないように新聞紙とかで覆って、ごみ袋に入れて有償の受け入れということにはなるかと思えます。

1日の搬入量としては50キロを目安ということで、実際は100キロを超えるようなイノシシもございますので、こういう制約が現実的ではないとおっしゃられるかもしれませんが、冒頭申し上げたように、燃え残りになると一般ごみの処分とかにも影響してまいりますので、そこは、申し訳ないんですが、ちょっと条件を付けさせた上で引き受けをしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ありがとうございます。5キロに刻めば引き取っていただける、しかも有償でということで。

この最近、捕獲するのが大体20キロから30キロぐらいのイノシシが多いんですけども、そうすると、4袋、5袋に分けて持って行くという。余りちょっと現実的でないと思えますので、また、農林課も含めまして、処分の方法についてはまた、再度、御検討をいただきたいと思いま

す。

それと、もう一点、質問なんですけども、質問というか要望に近いんですが、電気とめ刺しのエレキブレード、現在、久賀庁舎に2台置いてあるということでございまして、先日もちょっと相談申し上げたんですけども、わざわざ久賀まで取りに行くと、とめ刺しを行って、また、久賀まで返しに行くとなると、かなり時間的に難しい。先日は、わなにかかったのを確認して、エレキブレードを久賀に取りに行ったわけなんですけども、その間にわなから外れて逃げていたというケースもありましたので、できれば、各総合支所にエレキブレードを設置していただく。おそらく管理が難しいという御答弁になるかと思うんですけども、その辺は御検討いただけないか、御検討というか実現してほしいんですけども、その辺いかがお考えでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 先ほどの電気とめ刺しの件なんですけども、これは、御存じのように、絶えず充電して使える状態をまず維持確保せないといけない。次にその、先にある、何ていうんですか、釘というんか、とんぎつたはまるどころというんか、接点ですね、ここのピンが折れたりして、時々修理をせんにゃいけんという、要は管理上の問題があるんですけども、最終的には、猟友会、各、先ほど申しあげましたように、4支部ございまして、猟友会の管理という形でもっていけないかというのが、今後、実際駆除している各支部の支部長等と協議しながら進めていきたいというふうには思います。

○議長（荒川 政義君） 吉村議員。

○議員（3番 吉村 忍君） ぜひとも、よろしくお願いします。

詳細な被害の状況の把握、さらに道路標識の設置、今後さらなるイノシシ対策を努めていただくことを期待いたしまして、今回はこれであっさりとして終了いたします。ありがとうございました。

○議長（荒川 政義君） 以上で、吉村議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 控えていた砂田でございます。大きな柱で2つお伺いいたします。

まず、水道事業の一部民間委託について伺います。

今回上程されている議案第14号に対しての私の質疑、それから、田中議員からの質疑に対する答弁をもとにして伺います。一部委託する中身と、その目的について、認識を同じにした上で質問したいので、確認の意味で伺います。

まず、委託する中身については、開栓・休栓の管理、水道料の請求と納付事務、滞納者への相談と支払いの請求など、水道料の窓口業務全般で、柳井市上下水道窓口業務の受託者に委託することだったと思います。

そして、委託する目的については、経常の役場の支出抑制のため、国全体が水道事業の合理化、経営改善を各事業体に対して働きかけていること。最終目標は事業統合だが、一足飛びにできないので、事務の共通化、一元化として民間委託するという答弁でした。

まず、この2つを再度確認します。委託内容と委託する目的・理由について、このとおりで間違いのないか、まずお伺いをいたします。この議案に対しては、田中議員と同じ質問の通告をしていますが、私は、町水道の利用者の個人情報の観点から伺います。

窓口業務の根幹をなしているのが、この個人のプライバシーの保護です。水道料金の納付書の送付義務をする。滞納者に対しても、その取り立てという言葉を使わないでほしいということでしたので、滞納者への相談と支払いの請求をするということになると、誰が滞納しているかとか、誰がどれくらい水を使っているかなどの個人情報が、民間の一事業者が知り得る状態になるということです。10日の14号議案に対する田中議員への答弁では、豊永部長は次のように答弁されました。業務の基本仕様書並びに契約書の中に、町の個人情報保護条例の遵守をうたうとともに、事業者において情報の取り扱い、要綱の策定であるとか、データ資料の無許可の複写、持ち出し禁止というものをその中に盛り込んで徹底させるとのことでした。

町の個人情報保護条例の29条に、受託者の責務という条項があります。また、34条には、数々の罰則規定もあります。この29条または34条が今回の委託業者とその従業員、さらには、その従業員が退職した後も、個人情報の保護義務が課せられるということになるのかどうか伺います。

窓口業務や水道使用料の徴収業務を、公務員から営利を目的とする民間事業者に移すことは、議会の監視の目が届きにくくなり、特に、徴収業務にかかわって、町民の基本的な人権を守る観点からもそぐわないものです。

本町は、昨年、貨物船による大島大橋への衝突事故によって、飲み水の大切さを身をもって体験した地域です。水は、誰もが生きていく上で必要不可欠な公共の財産であり、その水道事業の民営化に道を開いてしまう今回の一部委託は、住民、町民サービスの低下になるものであり、やめるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

まず、お伺いするのは、委託するとしているフジ地中情報株式会社について伺います。

ネットによると、この会社の従業員が、私の会社は外資系の会社であるとか、国際的大企業の傘下にある会社だと言っています。どういうふうに町として把握しているのか伺います。

次に、米軍機の事故に関する報告書に関して、町民の生命・財産を守る対策を求める、そういう立場からお伺いをいたします。

12月10日の町長の行政報告でもあったように、昨年12月の高知県沖で発生した、米軍岩国基地所属のFA-18ホーネット戦闘機とKC-130空中給油機の接触、墜落事故の調査報

告書が米軍のホームページで公開されています。この報告書によると、F A—1 8 ホーネットのパイロットは、資格がないのに夜間の空中給油訓練を実施し、状況認識能力を失って、K C—1 3 0 空中給油機の機体後部に接触したとされています。

深刻なのは、訓練に参加していた2人の兵士の尿からは睡眠薬の成分が検出され、部隊内には薬物乱用、アルコールの過剰摂取、命令に対する違反行為などが横行していたと指摘されていることです。

そして、この報告書の添付資料には、パイロットが飛行中に酸素マスクを外し、操縦桿から手を放し、ふざけたり、あるいは小説を読む、ひげをそる格好をするなどの姿が動画やスマホなどで自撮りされている姿が報道もされています。

こういう米軍内部の緩み切った実態を示すもの、この実態が報告書で明らかになりました。地上で暮らしている日本国民、周防大島町民の生命をも脅かしかねない、ゆゆしき事態だと思えます。

政府、国も町も、これまでこうした米軍に関する事故が起きるたびに、再発防止策を求めたなどと言ってきましたが、事故は、まさに、そんな要望が全く米軍には届いていないばかりでなく、米軍機の安全な飛行がされているという、その大前提としてきた国などの言い分は、この大前提を揺るがすものであると思えます。

町長は、行政報告では、大きな驚きと大変強い怒りを感じていると表明されましたが、今回の事故報告で明らかになったことは、米軍機の飛行が信じがたいような腐敗と危険な実態の中で行われているということです。このことに対して、どのように考えているのか、お考えを伺います。

町長は、この大きな驚きと大変強い怒りを感じているとしながら、その対策としては、今までと同じように、岩国市長が関係市町を代表して防衛省に対して、米軍に安全教育と安全対策を要望したという、これまでの方法と余り変わっていない対応策にとどまっています。これで、本当に町民の安全を守る施政といえるのでしょうか。

第一、周防大島町民は、岩国市長に安全を託したことは一度もありません。町民の生命・財産を守る責任があるのは椎木町長です。町民は、それを選挙などで託しているのです。勝手に、岩国市長に丸投げすべきではありません。岩国市長に町民の安全を任せてしまうのは無責任と言わざるを得ません。この報告書で明らかになった米軍の規律違反に対して、町長はどういう場で、米軍または防衛省に抗議や要望を独自に行ったのか伺います。行政報告では、11月29日に行ったとされていますが、詳しく御報告ください。

今回の事故に関する報告書には、高知県沖で事故を起こした部隊と同じ部隊が、2016年4月26日にも沖縄県沖で給油訓練中に接触事故を起こし、給油パイプを垂れ下げたまま嘉手納基地に緊急着陸をした、そういう事故があったことも書かれてあります。

これはもう、危険な航空機が、私たちの真上を日常的に爆音をまき散らしながら飛んでおり、そのパイロットは、薬物などの常習者が操縦桿を握っていることを示すものであり、これらは、洋上で給油訓練中に起きた事故ではありますが、この給油訓練は瀬戸内海でも行われているという情報もあり、そのもとで暮らす町民にとって、背筋が凍るようなことではないでしょうか。

私は、米軍に対しても、日本政府に対しても、大島の住宅地上空を飛ぶなという要求をしていくことが、町民の生命や財産を守る当面の要求であると思います。せめて大島の陸地上空は飛ぶな、海上を飛べという要求をしていくことを強く求めるよう町長にお願いしますが、いかがでしょうか。

報道によると、11月29日に防衛大臣政務官が山口県と岩国市に来て、調査結果についての説明があったとされていますが、本町には来ませんでした。これは、こうした事故の対応を岩国市に任せているから、政府の対応も岩国市だけにとどめてしまうという実態にも見えてしまいます。こういうことから見ても、岩国市に任せることはやめるべきだと思います。本町として、この報告書に対する説明を政府などに求めるべきではないでしょうか。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ちょっと私のほうから、砂田議員さんの御質問のうちの、米軍機の事故に関する報告に関しての町民の生命・財産を守る対策を求めるという御質問について、先にお答えをさせていただきたいと思います。

1点目の、報告書の内容について町長としての見解を伺うとのことですが、今回の事故調査結果の中で、米軍岩国基地の部隊において規律違反の行為が明らかになりました。

今まで、県や関係市町からの国や米側に対し、機体の整備点検やパイロットの安全教育など徹底した安全対策の実施、規律の厳正な保持、教育訓練の徹底など適切な措置の実施等、たびたび要望してきたにもかかわらず、こうした行為が横行していたことに、大変大きな驚きと大変強い憤りを感じております。

この事故調査結果では、事故原因の4つの重大な要因について報告がされております。

その要因の一つの職務上ふさわしくない部隊司令の姿勢として、規律無視の常態化を蔓延させるなど、上層部に求められる水準のプロ意識を大きく下回るものであったなどと報告があり、新聞やテレビ等で報道された、手放し操縦や飛行中の読書、ひげを整えながらの自撮り等については、この規律無視の個別具体的な事例として報告書に記載されているものであります。

米軍機による事故は、申し上げるまでもなく、本来、起こってはならないものでありまして、その安全な運用の確保は、本町をはじめ基地周辺の住民に対する安心安全対策の根幹をなすものと考えており、町民の過度な負担や不安、障害が伴うことがあってはならず、そのような恐れが

あれば、是正や改善を強く求めていくのが当然のことだと思っ

ているところでございます。2点目の、米軍機の騒音が町民の不安を増すことになるという考えはあるのかという御質問でございますが、空母艦載機の移駐に伴い航空機の飛行ルートにあたる三蒲、浮島等では騒音が幾分増加し、住民生活に影響を及ぼしているとの検証結果がございます。

また、先ほど申し上げました、今回の事故調査報告書で明らかになりました規律違反の行為や、砂田議員さんの御指摘の米軍機の騒音においても、本町をはじめとする基地周辺で生活しております住民の方々の不安や不信につながるものであると認識するとともに、規律違反の行為については極めて許しがたいものであると深刻に受けとめております。

3、4点目でございますが、本町の上空を飛ぶなというふう

に要求をすべきとのことでございますが、以前、砂田議員さんからの一般質問にお答えいたしました

が、私は周防大島町長として、国の外交、防衛政策に協力をするため、苦渋の選択ではございましたが、空母艦載機の移駐を受け入れざるを得ないとの結論を出させていただきました。

しかしながら、今回の事故調査報告書の内容により、私も含め多くの住民の方々は大きな不信や不安を持っているものと思われ

ます。国の外交、防衛政策に協力する大前提は、住民の方々の安心安全が担保されてのことでござ

います。住民の不信、不安が一時でも一日でも素早く解消できるよう、11月29日に防衛大臣政務官が県庁に訪れた際に、今回の事故原因を踏まえた改善措置の確実な実施を米側に強く求めていた

らの自撮り等が行なわれていたとの報告を受けております。

このことから、11月7日には、知事をはじめ県議会議長、関係市町を代表して岩国市長が防衛省を訪れ、防衛副大臣に対して、米側に、安全教育を含め、しっかりとした安全対策を強く求めていただきたいと申し入れを行っていただいております。

今、岩国市長に預けてはいかんよという御指摘がございましたが、機会があれば、当然ながら私も、岩国市長だけにこの要請を預けるということではなくて、私みずからも、ぜひともそういう要請、または、しっかりとした安全対策を強気で求めてまいりたいと思います。

11月11日には、中国四国防衛局長が来町した際には、大半の時間を今回の事故に対する私の思いと申しますか、強い憤りや裏切られた気持ちを伝え、早急に実効性のある安全対策や再発防止策に取り組んでいただきたいということを要請したところでございます。

11月29日には、防衛大臣政務官が県庁を訪れた際に、知事、県議会議長からは、基地周辺住民の不安が解消されるよう、是正措置、再発防止策のプログラムやマニュアルの見直し、管理体制の改善等、確実に実施するとともに、隊員への安全教育、そして機体の整備点検、あらゆる観点からの実効性のある安全対策を早急に実施することや、国の責任として、米側から積極的な情報を入手し、県や関係市町に対して速やかに、そして丁寧に情報提供を行っていただきたい等を強く要請されました。

このときは、私の出席はかなわなかったものの、副町長を通じて、米軍の事故につきましては、本来は起こってはならないことであり、過酷な状況の中で難度の高い訓練をする必要性は理解をしておりましたが、規律違反が事故につながったのであれば、大変許しがたいことであります。国の外交、防衛政策に協力する大前提は、住民の安全が担保されるということが大前提でございますので、国において、今回の事故原因を踏まえた改善措置の確実な実施を米側に強く求めていただきたいと要請を行ったところでございます。

今回の案件は、非常に深刻な問題であることから、二度と起きないように国や米側に対し、しっかりと安全対策を求めるとともに、情報提供についても詳細に説明を行うよう、県及び関係市町と連携しながら求めてまいりたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんからの、水道事業の窓口業務の委託についての御質問にお答えします。

まず、委託の中身につきましては、御質問にあったように、水道事業、下水道事業に係る窓口業務全般でございます。

なお、条例改正案のときの御説明でも申し上げましたが、開閉栓の受付、料金収納につきましては、これまでどおり水道課、総合支所及び出張所でも対応いたします。

2点目の民間委託の目的につきましては、御質問にあったように、国の水道事業の持続的経営の確保の要請であるとか、本町における給水収益の減少、更新費用の増加、今後見込まれる更新費用の増加に伴う経営改善を考えるにあたり、料金改定の前に、さらなる費用の抑制が不可欠であることから、運営の効率化、管理の集約化により、地方自治法や地方公営企業法で規定する収入の確保及び住民の便益の増進に寄与するとともに、職員人件費を抑制することができる窓口業務の包括業務委託を導入することといたしました。

既に、柳井市が平成29年度から令和3年度までの包括業務委託を行っておりますので、本町の現行料金システム等の契約終了後の令和2年度から柳井市と共同し、事業者の事務所を柳井市に集約することで、委託費の抑制を図るとともに、水道課窓口業務の担当職員を削減する予定にしております。

収納業務における個人情報保護の取り扱いにつきましては、御質問にあったように、前回の条例改正のときの答弁で申し上げましたが、委託業務に係る基本仕様書及び契約書に、周防大島町個人情報保護条例の遵守をうたうとともに、情報の取扱要綱の作成や、データ、資料の無許可の複写、持ち出し禁止を徹底させることとしておりまして、周防大島町個人情報保護条例第29条に規定する受託者の責務、34条に規定する罰則の規定も当然適用することになります。

4点目の受託予定者でありますフジ地中情報株式会社につきまして、外資系の会社であることについてどの程度承知しているかという御質問だったかと思えます。

こちらで調べられた範囲としては、フランス系のヴェオリア・ジャパンという、同様の収納業務等の受託をする株式会社があるんですが、そのホームページで、同社のグループ企業というふうに記載はされておりました。

ただ、私どもで調べた範囲だと、フジ地中情報の本社が東京都港区にあるということ、社長自体は日本人であるということぐらいまでしか調べ切れませんで、株主情報あるいは外資系かどうかという判断のもとになると思われる株主情報等の詳細については、現時点では承知しておりません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 水道のほうからお伺いします。このフジ地中情報株式会社については、今、部長おっしゃられたとおり、フランスに本社を置く、これはメジャー企業ですね。フランスでかいグループ企業、ヴェオリア・エンバイロメントっていう会社で、営業利益は13億8,400万ユーロ。1ユーロが122円ぐらいですから、計算してください。

このヴェオリア・エンバイロメントっていうのが一番の親玉会社で、その親玉の会社のヴェオリア・エンバイロメントの水処理事業部門が、ヴェオリア・ウォーターっていう、これも多国籍企業で、世界70カ国に支店やら営業所がある。その日本法人がヴェオリア・ウォーター・ジャ

パンっていう会社で、このヴェオリア・ウォーター・ジャパンが、ずっと日本では、こうした水道事業の民営化したところを請け負ってやっていたと。じゃけど、各自治体から、やはり外資系、この時点ではもう丸々100%外資系となるので、やっぱり受託には結びつかなかった。各市町村、各県がですね。

2002年ごろから、水道検針大手のジェネッツを買収して、2005年に昭和環境システムを買収して、2006年に西原環境っていう会社を買収して、そこまでしかこれ、資料は載っていなかったんですが、このフジ地中情報株式会社の住所、今おっしゃられた東京港区海岸3の20の20、この住所とヴェオリア・ジェネッツ株式会社の住所は全く同じです。同じビルの中にあって、今言いました、いろんなヴェオリア・ウォーター・ジャパンが買収した会社も、このビルの中の10階と11階に全部、その会社が占めているというふうになっています。

ですから、株式が何%、完全子会社なのか、50%保有なのか、その辺はちょっと登記のほうを見ないとわかりませんが、おそらくかなりの株式をフランスのほうの会社が保有しているという、そういう会社であることは想像ですが、想像できます。

つまり、いつもは町で契約をするときは、できるだけ地元会社と契約をして、地元会社の育成あるいは経済の効果などを期待した政策がとられますが、この委託は、地元どころか本社は東京、その親玉の会社はフランスと。大きな会社は連結決算っていうことになるんで、その利益の幾らかは、やっぱりフランスに流れていくと想像できるわけですね。もし、そうであれば。

やっぱりそういう点でも、昨年12月に水道法が改正されて、この水道法は水道の広域化と、それから水道事業全体の民営化を進めるということになって、部長が説明されたように、山口県東部地域で水道の統合が将来は目的で、そのための今回の委託は、そこに一足飛びに行くわけにはいかないので、その第一歩だどという趣旨の答弁をされていますが、やはり、統合に関しても、民営化に関しても、私は非常に問題があると思います。

今でも、とても高い水を町民は飲まされています。統合したら安くなるんかっていうと、そうではないと思います。その第一歩であるという点で、この水道の一部民営化っていうのも、問題があるんじゃないかと思います。

民営化ではない、民営化を着地点っていいですか、部長は統合を目指すための第一歩だというふうにおっしゃったが、民営化、統合した後に民営化っていうものも準備されているのかどうか、そこをまず伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） すごく壮大な計画をお話しになりましたが、これは民営化どころではなくて、まず今、柳井広域水道企業団の置かれておる状況ということ、そしてまた、柳井広域水道企業団から受水を受けておるそれぞれの、柳井市、平生、田布施、上関、そして周防大島とそれ

ぞれの各上水、簡易水道の水道の会計は、どこも大変な状況にあります。今、議員さんがおっしゃられたように、受水する水道、要するに原水が非常に高価なので、当然、町民の皆さん方に給水する給水単価も非常に高くなっておるといことは、間違いない事実でございます。

それと、今、部長が申し上げましたように、将来の水道の統合というものは、国からすれば大きな狙いは、まず、1県を1つにしていこうという狙いがあるんだろうと思います。というのは、今、そういうのが近くであるところは香川県でございますが、香川県は既に県を1つにしております。これも大変、県が相当大きな主導権を握って、主導的に立って、1つになったというふうにお聞きしております。

山口県も、例えば水道事業を統合するといったときに、ものすごく差があるわけですね。それぞれの水道事業者に対して。ですから、それを簡単に1つになるということは、とっても思えません。しかしながら、この柳井広域水道企業団の中の構成町が1つになるというのは、原水が1つですから、割と現実的なことではないかと思いますが、しかしながら、田布施・平生水道企業団もありますし、また、それぞれの町の水道事業もあるわけですから、そう簡単にすぐに行くことはないし、また、やったとしても、すぐにその水道料金が安くなるということとはなかなか難しいと思います。

今回の、水道事業の窓口の委託は、通常の事務の改善または効率化のための業務の委託だというふうには思っておりますので、そんなに壮大なとこまでを考えておるわけでもございませんし、まずその前の段階の、広域水道企業団での、例えば統合ということも、全くその話が出ておるわけではございません。ましてや民営化などというようなことは、全くその、それぞれには上がっていないということは申し上げておきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 余りこればかりやるとあれですが、ちょっとやっぱり言いたいのは、新潟県の県議会が平成30年に、この民営化について、あるいは水道法、去年の12月に成立した水道法について、その水道法が通ったら、皆さんの飲み水が大変なことになるってことで、水道法の改悪に反対をするという決議を上げました。その中に、飲み水っていうものに対して、これはやっぱり民営化や、あるいは外部委託といういうような、そういうものにするべきではないと。住民の最後のとりでだと、公共施設としての最後のとりでだという趣旨の意見書も上げておられます。

この中で、かつて2013年の4月に、今の麻生副総理がアメリカで記者会見をして、そこで日本の水道は全て民営化すると発言をしたんですね。これ、新潟県のそのときの意見書ですが、この意見書の中にも麻生副総理の発言から、それがスタートしたと。

さっきのフジ地中情報も、もう今、全国に、あるいはこの系列の会社が全国に、民営化として

それをコンセッション方式ということで、施設は自治体が持ったままで、その中のものをその業者が請け負うという、コンセッション方式というものを、記者会見の中で、麻生副総理がおっしゃっていらっしゃって、そのまんまのものが法律になっているということもあって、新潟県の意見書では、こういうふうに書いてあるんですね。水は、市民生活や経済活動を支える重要なライフラインであり、国民の生命と生活に欠かせない水道事業は民営化になじまず、今般の水道法改正は云々と、やっちゃいけないというふうが続いていくわけです。

やっぱりそういう意味で、今は、町長はそれは考えていないということでしたので、町長の在任のうちは安心しておこうというふうに思いますが、次の観点から伺います。

地方自治法の施行令、きのうも部長には伝えておりますので。施行令の中に、この窓口の委託ができる場合、条件が書いてあります。それは、どういうふうになっていますでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問であります、地方自治法施行令の158条の中に、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができるという規定がございます。水道事業につきましては地方公営企業法の全部適用でございまして、地方公営企業法の33条の2にも同様の規定がございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） つまり、収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合に限り、使用料、手数料は民間委託することができるというふうになっています。

最初に伺ったいろんな目的は、住民の便益っていうよりも、町の財政の削減に努めると。あるいは、きのうは、職員を減らしたいんだというようなことも、休憩時間にちょっと町長も言いましたが、それは、住民の便益の増進や住民の便益に寄与するということとは違うと思います。

（発言する者あり）それは、寄与するって盛んに町長は言いますが、それは今、あと付けのことであって、先ほどから聞いた目的では、これとはかけ離れる。これには違反するものだと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） ものすごく大層な話になってしまいましたが、そうではなくて、私たちが今、取り組もうとしておるのは、いろいろな事務の効率化を進めようとしているわけございまして、言うなれば行政改革の一環だというふうに思っただけであればいいと思います。

行政改革は何の目的かって言いますと、まさに事務の効率化であって、行政をいかに簡易に、簡便に、そしてまた効率的に進めていくかということでございますから、そうすることによって財政の効率化も図られ、そして結果的には、ひいて言えば、それが住民のサービスに、このサー

ビスじゃないですよ、トータルでのサービスにはつながってくるものだというふうに思っております。

ですから、行政改革はもっともっと進めなければならないというふうに思っておりますし、このフジ地中情報がいいとか悪いとかっていうことも、今いろいろおっしゃられましたけど、実は私たちは、柳井市が先行してから、この業者に事務を委託しております。そこで、柳井市が委託している業者に相乗りする形で事務を委託すれば、さらに効率的な、少しでも価格を安く設定できるのではないかという期待を持って、ここに持って行っております。

そしたら、結果的に人を減らすためかということになりますが、行政改革の最たるものは、人件費をいかに削減できるかということでございますから、それによって、例えば職員数が減る、または人件費が減ることになれば、その減った財政力を、少しでも住民サービスに回すということが目的だというふうに考えていただきたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大層な話でも何でもありません。法律を守るかどうかの話をしているんですよ。ちゃんとそれ遵守するかどうかの問題を、そういうふうにするかえちやあだめです。私は、違法性があるというふうに指摘しておきたいと思っております。

それから、別の観点から言います。大阪市のあるまちで、契約社員、やっぱり民営化した契約社員が相次いで、どこかのまちで聞いているような横領事件が相次いでいます。

これは、大阪市内のある市で、パソナっていう会社の派遣社員が、やっぱり窓口、これは水道じゃありませんが、窓口業務をしていて1,400万円、2016年から2019年までですから3年ぐらいですか、3年半ぐらいで1,400万円の横領が発覚したと。これは、ジャーナルっていうレジの内線の、要するに、お金の動きを全て記録しているレジの操作の記録を、印字したものを改ざんすると。これをちゃんと市が点検をしていなかったために、起きたことだと。それから、もう一つほかのまちでも、民営化した社員が、業務外で市民の税情報を閲覧していたと。これを公務員が発見して、注意したという問題も起きています。

けさほどから事件の再発防止をどうするかという議論もありましたが、これはやはり再発防止じゃなくて、再発促進に向けた方向になるんじゃないかというふうに、やはりそういう環境は防いでいくということが、私は必要だと思うんですが、その点いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） ちょっと、暫時休憩します。

午後2時05分休憩

.....

午後2時06分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 大阪では、そういう事件が起こっています。だから、やはり窓口をちゃんと、個人の守秘義務が法律で課せられた人が現金を扱うことと、ただの条例でそれを規制された人が扱う場合とでは、おのずとやはり変わってくると思います。公務員としては、やはり一定の研修などを受けた人たち、いわゆる専門的な人たちがそれをやっているわけで、そういうものを。

今のはちょっとそれますが、フジ地中情報で働いている社員の人たちが、ロコミ、自分の会社はこういう会社ですっていうのが、ずら一と八十何件ありました。私、読んでみると、やはり民間の会社ですよ。この会社で働いて、家族を養うのは無理ですと。アルバイトのときのほうが、むしろ収入が高かったけど、正規の職員になった途端に給料が減って、ここに就職して家族を養うなんて、給料では無理ですっていうのも、2人ぐらいあったかな。市役所の中で一緒に働くので、窓口に来た人が、市の苦情をフジ地中情報の社員に、市の苦情を私にいっぱい言うてきたと。私に言われても困るのに、市の職員さんは何とかこういうのを対応してほしいとか、そういうものが書かれてあるわけですよ。

そういう民間に委託をするっていうのは、そういう事象も起こり得ることになるわけで、きちんと公務員として窓口で働く人と、それは委託をすれば、どうしてもそういうことになってしまうという点で、おのずと違いがあるし。だから、こういうふう to 個人情報を守るという点でも、やっぱり公務員とそうでない人との気概というのは、私は変わってくるし、町民の感情としてもそれは、自分のお金を本当に、そういう民間の事業者に預けてもええんじゃないかみたいな感じは、どうしても拭えないところはあるんじゃないかというふうに思います。

そういう事件が起こらない環境をつくるという意味でも、民間委託は——監査委員さん、あなたね、監査委員でありながら、そこでそういう議員を批判するような発言しちゃだめです。

（「私は批判していませんよ」と呼ぶ者あり）ええ、（「批判してませんよ」と呼ぶ者あり）あなた、中立な立場なんじゃから。（「いやいや、そのとおりですよ」と呼ぶ者あり）そこでそういうやじ飛ばしちゃだめですよ。（「批判してませんよ」と呼ぶ者あり）へ理屈だって言ったじゃないですか、今。（「批判じゃないですよ」と呼ぶ者あり）批判ですよ。（「批判じゃないですよ」と呼ぶ者あり）それは、やっぱりやめていただきたい。（発言する者あり）

議長、どうですか。

○議長（荒川 政義君） いやいや、質疑じゃないことをここで言うてもろうても困るよね、わたしはね。（「じゃあ、そこんところで質問しましょう」と呼ぶ者あり）いや、どこんところ。

（「今でも委託はしちよるわけじゃないですか」「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午後2時10分休憩

午後2時11分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

豊永環境生活部長。

○環境生活部長（豊永 充君） 砂田議員さんの御質問であります、その委託について、守秘義務のところは侵されるのではないかと、個人情報の部分が侵されるのではないかとというような御質問だったかと思いますが、例えば現状、水道なり下水道事業に関しましても、メーター検針は、個人さんなり町内の水道業者さんなりに委託をして、検針をしてもらっております。検針結果のレシート等に、使用水量であるとか金額は幾らであるとかってというような記載もされておりますので、どの方がどの程度使って、幾ら払わなきゃいけないというような個人情報も、当然含まれます。

ほかにも料金の収納につきましても、例えば各出張所では、現在は臨時職員というふうに申しますけれども、厳密にいうと町の正規の職員ではない方が開閉栓の受け付けなり料金収納、それから納付書の発行というのも現在行っております。

どちらの方々に関しましても、当然その守秘義務は守ってもらうということで、業務委託の中にも、先ほどと同様になりますけど、契約書の中にそういう情報の遵守というところで盛り込んで、業務遂行していただいているというところもございますので、法律と条例の違いは確かにあるかもしれませんが、窓口業務の包括委託をすることについても、先ほどの答弁で申し上げましたように、個人情報保護条例の遵守というのは当然守るべきものとして、業者に徹底させるつもりでおります。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 興奮して申し訳ありませんでした。

今、部長もちらっと御答弁されましたように、条例と法律は違います。そこんところだけ指摘して、次に移りたいと思います。

米軍機の問題、報告書に関する問題で、町長も憤慨していると。私が、大前提が崩れたって最初に言いましたように、町長も、安全が担保されることが必要だということは、私の、安全に飛んでいるということと同じ意味だというふうに受けとめました。まず、そこをちょっと確認させてもらってもいいですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 同じ認識だと思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） ありがとうございます。それであれば、やはり今回の報告書は、

本当に今までの米軍機事故とはレベルが違うといいますか、町民の皆さんの安全に対する危険度のレベルが、私は違うと思うんですよ。

もう一つ、これは岩国基地に限ったことではないということも、この報告書に書いてあります。今回の事故機が所属している飛行中隊の司令官が、シリアの軍事作戦から戻ってきたと。そのときに、その兵士の話を紹介して、睡眠薬の使用は全ての航空部隊に広がっているというふうに証言しています。だからもう、特別のものではないじゃないかというふうに思います。

それから時事通信が、航空機の事故が昔に比べて2倍に増えているということも、アメリカの秘密文書が公開された時点での、昔の秘密文書の中からその具体的な数字をあらわして、米軍機の事故がこの数年間でどんどん増えているという報道があります。これについてアメリカは、兵士が足りないんだというような専門家のコメントも載せていたようですが。

そういう点では、今回も岩国市でのプレスリリースの中には、こういうふうに米軍は対応するって言うたということを、防衛省が発表しているようですが、私はそういう対応の問題ではなくて、もう部隊全体が規律、要するに命令に従わないっていうこともあるというわけですから、そういう航空機が飛んでいるっていうことについて、やはり今までのレベルとは違う。私に言わせると、前提が崩れているじゃないかというふうに思いますので、最初に言ったように、それならもう大島の上空は飛んでほしくない。もう大島でそんな事故は1回も起こしてほしくないという意味で、大島の上空は飛ぶなと。どこを飛ぶかは米軍に考えてもらえりゃあええんですが。そういう要求をしていくべきだと、そういう時期に来ているというふうに私は思いますが、町長はどういうふうに思いますか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回のこの発表またはいろいろな報告をいただいたことは、これまでいろいろな騒音の問題とか危険な状態にあるとかっていう問題とは全く異質な問題だというふうに認識をいたしております。

これまでの米軍の事故につきまして、本来起こってはいけないことでありますが、たびたび起こっておるというのも事実であります。それについて、私たちは、例えば夜間に、強風時に、または天候の悪い雨天時にでも訓練をやらなければならない、そのような苛酷な状況の中で訓練をする必要があるということであろうことから、事故は起こってはいけないけれども、事故リスクが高いというふうに私たちは理解をしておったと思うわけでございます。

今回の報道を受けてびっくりしたわけでございますが、そのような苛酷な状況の中で訓練をすることが必要なのであることから、事故のリスクが高いというふうに思っておったことが、実はそうではなかったんだと、そうではないんだということになったんだとしたら、それはゆゆしき問題でありますし、そういうところでそういうことが、今回の報道されたようなことが本当に

事故につながったとすれば、本当に許しがたいことで、今、議員さんがおっしゃられたように、うちの上飛ぶなっていうようなことも言わなければならない状態にあるかもわかりませんが、飛ぶなって言ったら、そんなら飛びませんよと言ってくれるんなら、それはそれでいいと思いますが、それも現実的な話ではないんだろうというふうに思います。

いずれにしても、そのようなことが、疑いがある状況が起こってきたということは、安全に空を飛ぶという、これまでの要請の方法とか要請の内容とかというものとは、今回の場合、またこれからの場合は全然違ってきておるんだというふうに認識をしておるところでございます。

今、言われたように、大島の地区の上は飛ばないでくださいと言ったことによって、そんなら、じゃあ、あんたんとこは飛ばんよっていうふうに言ってくれば、それはそれでいいと思いますが、それもなかなか現実的な話ではないと思いますので、これからの要望、要請については、これまでとは違うような意味合いの要請、要望をしなければならないというふうには感じておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） もう一回ね。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 向こうがそれを聞いて、はい、じゃあそうしますって言うとは私も思いませんが、やっぱりその意思を示すっていう意味では、やはりそれは必要だと思いますよ。その話し合いの中で、じゃあ、できるだけ飛ばんようにしましょうというふうになるかどうか、それはわかりませんよやってみなきゃ。だけど、もうこれはレベルが今までとは違うと、わしはそう思うとるでっていう町長の意思を示すためには、それぐらいの要望をしていかないと、大島の住民の安全に生きたいっていう、そういう期待には応えられないのじゃないかという、そういう質問なんですよ。向こうがやるかやらんかの問題じゃないんです。言うか言わんかです。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） まさに言うておるとはいうふうに思っておるんです。実はこれまでも、10月にも11月にも、場所は町に来たこともありますし、県にも行ったこともあります。いろいろな場面で、今回の事故の報道があつてからこちらは、この前の答弁で申し上げたようなことを含めて、防衛省の担当者または局長には申し上げておるところでございます。

11月の、済みません、29日には、ちょうどほかの行事と重なっておったもので、今申し上げたことをきちんと副町長を通じて、防衛大臣政務官にきちんと伝えておるというふうに思っておるところでございます。（「飛ぶなっていうこと」と呼ぶ者あり）飛ぶなということではなくて、それは、飛ぶなという表現はしておりませんが、これまでの、私たちがある程度そういう、苛酷な状況での訓練だから、事故リスクは高いのではないかという私たちは認識をしておったが、実はそうではなかったんではないかということ、そういうことを申し上げて、そういうことが事故につながったのであれば、本当に許しがたいことであるから、きちんと対応してくれという

ことは申し上げておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、砂田議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 皆さんに申し上げますが、不規則発言には十分気をつけてください。お願いします。

暫時休憩をします。

午後 2 時 23 分休憩

.....

午後 2 時 36 分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続いて、一般質問を続けます。

7 番、平野議員。

○議員（7 番 平野 和生君） 7 番、平野和生です。膝が悪い上に、坐骨神経痛まで患うて、きのは柳井の友達のとこへ泊まりまして、もう布団と枕が変わって、ほとんど寝ていません。

（笑声） 済いません。

本題に入る前に、ちょっと一、二分時間をいただいて、先般行われました海底送水の安全祈願祭のお礼なり要望なりをしたいと思っておりますので、お許してください。

1 月 19 日、海底送水管布設の安全祈願祭を、町長、荒川議長、小田議員の列席のもと、行われました。工事のほうは、その翌月から始まり、現在も順調に進んでいるようでございます。

なお、昨年7月6日、7日の豪雨災害、これによりまして町道が2カ所陥没しておりました。その工事も、ユタカ工業さん、白木産業さんのおかげで、無事終えることができました。でも、まだ8カ所から9カ所、災害復旧工事があると考えます。早期の着工を望むものであります。

それでは、本題に入らせていただきます。

予定終了時刻は40分の予定ですので、（笑声） よろしく願いいたします。

まず最初に、箱わなに対する助成をということで、イノシシのことです。

イノシシの捕獲に関しては、くくりわなのワイヤー、箱わな等の無償貸与など手厚い助成を行っていただき、感謝しております。町長、ありがとうございます。

イノシシの駆除を行っている人の中には、ワイヤー等によるくくりわなを得意とする人や、箱わなを得意とする人がおります。箱わなは1人につき1基だけの貸与となっておりますが、上限を決めて、2基目以上つくりたい人がおれば補助金を出していただくようお願いしたいと思います。

2 番目として、喫煙ルームの設置を。

数カ月ぐらい前から、庁舎においては喫煙場所が、極端に少なくなりました。庁舎の中か外に最低1カ所、雨がしのげる場所に喫煙ルームを設置するよう望みます。これは町職員数十名の願いがかかっておりますので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 林産業建設部長。

○産業建設部長（林 輝昭君） 平野議員さんの、箱わなに対する助成をの御質問にお答えいたします。

箱わなによるイノシシの捕獲数は、平成30年度、2,252頭のうち約2割の450頭を占めるようになり、数年前と比べ大幅に増加しています。大島郡猟友会の会員もここ数年は増加傾向にあり、特に新規農業就業者等の若い世代の会員の増加が見受けられ、現在129名となっております。猟友会の会員数、129名となっております。

町の箱わなの所有数は、本年12月1日現在で87基であり、81基が貸出中ではありますが、自己負担で箱わなを購入、設置している会員もいるのが現状であります。

このような意欲を持った会員のためにも、自己負担による箱わな購入における補助も必要ではないかと考えており、今後、大島郡猟友会や関係部署とも協議しながら、捕獲資材全般における助成について見直し検討をしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平野議員さんの、喫煙ルームの設置をについての御質問にお答えいたします。

まず、役場庁舎等における喫煙場所の設置に関しましては、平成30年7月に公布された、健康増進法の一部を改正する法律によりまして、学校、児童福祉施設、病院、診療所、行政機関の庁舎等につきましては、2019年7月から、敷地内禁煙とすることが義務付けられているところでございます。

ただし、屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所であれば、例外的に喫煙場所を設置することができるとされております。

国がいうところの受動喫煙を防止するための必要な措置とは、主として、喫煙をすることができる場所が区画されていることや、喫煙場所である旨の標識の掲示に加え、施設を利用する者が通常立ち入らない場所に設置すること、さらに、近隣の建物に隣接するような場所に設置することがないようにするといった配慮をすることが望ましいとされております。

しかしながら、これら学校や病院、行政機関の庁舎等の施設につきましては、受動喫煙により健康を損なう恐れが高い者が主として利用する施設であることから、あくまで敷地内禁煙とすることが原則でありまして、所要の防止措置が設けられたことをもって特定の屋外喫煙場所を設置することを推奨するものではないことに十分留意するよう、国から通知文書が発出されております。

す。

本町においては、健康づくりを重点政策の1つに掲げ、第2期周防大島町健康増進計画に基づき、さまざまな施策を実施しているところでございます。その中で、たばこ対策を町民の健康に関する重要な課題の1つと位置付け、各種健康教室、健康相談や保健指導等を行い、町民の健康づくりを総合的に推進しているところでございます。

したがいまして、法の趣旨や本町での取り組み等を勘案いたしますと、庁舎の中での喫煙はもとより、屋外での喫煙ルームを改めて設置することにつきましては適切ではないと考えますので、御理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） ちょっと喫煙ルームのことなんですけど、多分何も、これ健康増進法の一部を改正する法律案の概要というものがございまして、この中に学校、病院、児童福祉施設、行政機関、旅客運送事業自動車、航空機が全面禁煙って書いていますよね、これ。

その中で、こういうただし書きがございましてよね。屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙する喫煙場所を設置することができるってある。できるって。

だから、しょうじゃないですか。知つとるでしょ、今みんながどこでたばこ吸つとるか。あんなみすばらしいところで、雨が降ったら傘差して、たばこ吸うわけですよ。ねえ、そりゃ何とかしましょうや。例えば来客の方に、たばこ吸われる方がおるかもしれん。どこでたばこ吸うんかって、あのほうに行けとは言えんでしょう。いかがですか、町長。（笑声）（「新幹線乗ったら吸えんもんな」と呼ぶ者あり）お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 総務部長の答弁のとおりでお願いしたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 平野議員さんの言われてのことはわかるんではございますが、総務課としましては、各施設の管理者に対しまして通知しておりますのは、法の趣旨、改正趣旨をよく勘案して適切に対応してくださいということで、ある程度、その施設の管理者に委ねているところがございます。（笑声）

であります。ただ、喫煙場所を設けることについては、それをやめろと言っているわけではございません。例えば庁舎によっては、屋根があるところが、先ほど申しました条件に適する場所があるかもしれません。そこを例えば喫煙場所に設定することについて、そこを否定しているわけじゃあございませんので、施設について、その状況に応じて対応していただければというふうに思っておるところでございます。

ただ、あえて、そういうルームとかを設けることについては、私としては賛同しかねるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） まあ、つくるつくりたくないの押し問答なってしまいますから、仕方ないことなんですけど、一番怖いのはですね、町長、隠れたばこする人間おる可能性があるんですよ。そのとき、もし火事が起きた場合の責任、本人が出なかったら誰になるかっていったら、やっぱりトップの人間はそれをねえ、担う、担ういうか負うようになると思うんですよ。私も膝が悪いし、あんた、たばこ吸いたくなったら灰皿持ってきてどこで吸うかわかりませんよ、もう。（笑声）

まあ、善処していただくよう、よろしく願いいたします。また来年にもう一回質問しようかな、これ。

それとイノシシのこと、全くいい答弁していただいてありがとうございました。この前、僕もイノシシの免許を持って橘支部会の話になって、そういう話が出たりして。今、十四、五万円かかるとるよね、箱わな。安いのは、5万円ぐらいからあるわけですよ。ほんで、今の十四、五万円は両方から入れるやつで、まあ重たい。2人でできるかの移動はという。移動して設置するのに、組み立てるのにも一苦勞。安くて簡単で捕獲もできるのがあると思いますんで、課のほうで勉強していただけたらと思います。

以上です。以上で、終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、1番、藤本議員。

○議員（1番 藤本 淨孝君） 議席番号1番、藤本淨孝でございます。質問のお時間をいただき、ありがとうございます。一般質問をいたします。よろしく願いいたします。

まず、通告のとおり、1つ目の質問といたしまして、高齢者の支援についてというところでございます。

まず、先般ですね、ある町民の方とお話をしよったところ、その方は80歳を超えて、自動車も運転されて、スポーツのサークルにも入られて、元気に過ごされておられる女性の方であります。その方は現在健康であられるのですが、高齢者の方が暮らすという、その方お一人で暮らしておられますけれども、ひとりで暮らすということは、健康を保つために生活習慣から相当気を使って過ごされているということを感じました。食事にも気を使われ、運動を行い、心の面での充実など、大変な努力が必要であるんだなということを感じました。まさに、毎日の生活を守り抜いておられるというわけでございます。

そこで、今後の不安について伺いますと、現在は何とか元気で健康であるけれども、そして何とか自立をした生活を送っているけれども、健康を損なうことによって今の生活を急に失うことについての不安を述べられておられました。さらには、自身の体に何かあったときに、どのように対処し、また介護される側になるのか想像がつかないということでした。毎日の生活に努力し健康で過ごされているのに、介護認定の判断を受ける、そんな気にはならないという心理状況にあることも伺いました。

調べてみますと、介護が必要になる要因の上位3つ、これが、1位が脳血管の疾患、2位が認知症、3位が骨折や転倒ということであるとのこと。認知症もですね、独居の場合はみずから確認をするというのは難しいことであり、脳疾患や骨折は、ある日、急に起こることが多うございます。

80歳を超えて健康に過ごしておられるような方は、ある日、急に介護を受ける側になることがあると、頭では考えていても、日々の生活に懸命であるというのが現状であろうかと思えます。介護を受ける立場になれば、介護施設に入所することも考えなくてはならない。しかし、経済的なこと、住む家のこと、特に独居であられる場合には、この町で最期を迎えられるか不安であるとも考える方もおられます。そして、郡外の子供さんのところへ引っ越すという方も、少なくありません。

町では、介護予防・日常生活支援総合事業や包括支援、その他、健康増進事業や医療介護の仕組みを形成しておりますけれども、健康で過ごすことによって、通院や介護サービス、地域の見守りから距離を置いて生活をされている方が実は多く、それは自立した高齢者生活としてすばらしいことではありますけれども、そのような方に対する一歩踏み込んだ対応、それが今後は必要であると考えます。

現在、高齢者に対する情報収集及び、急遽、医療や介護が必要になった場合の切れ目のない取り組みが必要であるかと考えられますが、地域包括の取り組みと枠組みを機能させるための、情報収集も含めての認識を伺いたいと思えます。

続きまして、2つ目でありますけれども、町民によるボランティア活動についてということでも伺います。

町内の各地では、公園や道路清掃の奉仕活動が行われて、朝には通学ボランティアや、そしてまた地域の見守り等、さまざまな形で活動をしていただいております。ある通学ボランティアに携わる方にお話を伺いますと、何か地域のためになることをしたい。若いときは自分の生活のために仕事をしてきたけれども、今は何かをして感謝されることが喜びだとおっしゃっておられました。

昨年は、この町内でも西日本豪雨災害、そしてまた大島大橋貨物船衝突事故によって、各地か

らボランティアに来ていただき、ボランティアの大切さを感じたところでございます。そして、日々の地域の見守りや景観美化、そして清掃等のボランティア活動は、住民が気持ちよく過ごせる環境づくりに大いに役立っていると感じています。

また、中学生から高齢者まで、多くのボランティア活動が行われています。そしてまた、全国の自治体でもボランティア活動というのは盛んに行われておりまして、中には有償ボランティアという仕組みも確立をされてきています。

そのような状況の中です、私、先日、町内でボランティア、そしてまちづくりに尽力されている方に、いわゆる、ボランティアの感謝の形というのは何を求めるかということ率直に伺ってみました。その方がおっしゃるには、ボランティアを行う代償において、まず必要なのは、感謝の心、それが一番だというふうにおっしゃっておられました。

では、その形、さらに具体的にはどのような形ですかと伺いますと、それは、例えば町に関するボランティアを行っておるときは、町長さんや職員の方が来てくれてお礼を言ってくれば、これが一番うれしい。そしてまた、感謝状や表彰もうれしいものだというふうにおっしゃっておられました。

昨今はですね、私も普段思うんですけれども、何か一生懸命取り組む、取り組んでいる人、何か一生懸命取り組んでいる人がですね、何か周りから冷ややかに見られる、その瞬間というものがあるような世の中だと思います。やはり、そうではなくて、良いことをしたら、ああ、それはたたえる。それを周防大島町が率先して行うということが、これからは大事なんではないかなというふうに思っております。

これらの活動に対して、私は町から感謝を伝えることというのが一番重要であると感じておりまして、加えて、そのあらゆるボランティアの形、それを推し進めていく方法というのがこれからも考えられるかと思うんですが、周防大島町、自治体としての今後の取り組みということについて伺いたいと思っております。

質問といたしましては以上です。よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 藤本議員さんの、町民によるボランティア活動という2番目の質問について、私のほうからお答えしたいと思います。

まず、町内各地でボランティア活動を行っていただいております関係者並びに関係団体の皆様方に対しましては、心から感謝と敬意を表したいと思います。

現在、町内ではさまざまな分野でボランティア活動が行われておりますが、一例として、藤本議員さんから御質問をいただいた分野での活動状況について、一端を御説明したいと思います。

はじめに、健康福祉部関係でございますが、平成29年度から、地域支援事業の中で生活支援

体制整備事業に取り組んでおります。

この事業は、生活支援サービスを担う多様な事業主体と連携しながら、日常生活の支援体制の充実・強化と高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的としており、周防大島町社会福祉協議会にボランティアコーディネーターを配置し、生活支援体制協議体を設置をいたしております。

この協議体は、民生委員児童委員協議会、シニアクラブ、自治会連絡協議会、経済団体等を中心に組織し、住民目線での高齢者の在宅支援について協議をいたしておるところでございます。

この在宅支援の中心となるのがボランティア等であることから、町社協では生活支援ボランティアの養成についても取り組んでおり、現時点で養成講座修了者は約100名となっております。

こうした取り組みから、町社協では、昨年の平成30年7月豪雨災害や10月に発生した大島大橋への貨物船衝突事故に係る給水活動において、県内外からボランティアを募集し、豪雨災害では90人、給水活動では854人——これは町内から261人、県内から550人、県外からさらに43人のボランティアの方に御支援をいただいたところでございます。

また、町社協が実施している住民参加型有償サービス事業、たすけあいサービス事業と言われておりますが、いわゆる有償ボランティアについてですが、昨年度実績1,004回となっております。利用者の5割が高齢者、また利用者の3割がひとり暮らしの老人となっております。

続きまして、ボランティアポイントについてですが、県内市町の状況としては、介護施設等での介助、入所者の話し相手、レクリエーション活動の補助等のボランティア活動に対し、ポイントを付与し、貯まったポイントを換金または商品と交換することができるシステムでございます。また、換金上限額は年5,000円程度に設定されているところが多いということでございまして、現時点で町では導入しておりませんが、近隣市町の動向を見ながら今後検討してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、教育委員会関係でございますが、通学ボランティアや地域の見守り等における活動につきましては、児童生徒の登下校における道路の横断箇所や児童がひとりになる区間等、各学校で把握している危険箇所を中心に、安全確保や見守り活動において支援をいただいております。

このような活動に協力をいただいている方は、小学校での登校時のボランティアを中心に町内で120名程度おられまして、各学校においては、対面式での自己紹介や、運動会や学習発表会等の学校行事への招待、さらには感謝の気持ちをお伝えする場を設けるなどして、地域と一体となった取り組みの充実を図っております。

先ほども申し上げましたが、このほかにも、町内では道路や河川、公園等の清掃活動など、さまざまな分野でのボランティア活動をいただいております。

御質問の、町としての感謝の意を積極的にお伝えすることにつきましては、周防大島町表彰規則によりまして、例えば記念行事や町としての特別な記念日などに、それぞれの道で地道に活動され、地域貢献が顕著であられる皆様を取り上げるなどについて考えることができるのではないかと考えております。そして、このことが、引き続きボランティア活動に努めていただくことへの皆様の励みになるということも考えられると聞いております。

どうか今後とも、皆様方の取り組みを継続していただき、地域貢献に努めてくださいますようお願いを申し上げて、答弁といたします。

○議長（荒川 政義君） 近藤健康福祉部長。

○健康福祉部長（近藤 晃君） 藤本議員さんの、高齢者支援についての御質問にお答えをいたします。

町では、65歳以上の高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができますように、総合相談窓口として地域包括支援センターを設置をしております。

地域包括支援センターでは、住民サロンやシニアクラブ、自治会等の集会に保健師が出向きまして、元気なときから介護予防に取り組むことができるように、健康に関する講座や健康相談等々を行っております。

また、住民サロン等において、栄養改善教室等を開催をして、低栄養や口腔機能低下を予防することの必要性を理解、実践できるように、管理栄養士によります講話等々も行っているところでございます。

さらに昨年度、平成30年度からは、介護保険第1号被保険者になったばかりの65歳の方を対象に、本町の現状や介護予防等に関することについて周知を行いまして、これからの高齢期の過ごし方を考えるきっかけとなるよう、65歳からの暮らし方講座も開催をしているところでございます。

これらの取り組みから、住民サロン等々に集まってこられます、比較的な元気な高齢者の方の健康状態や生活状況を把握し、状態に応じた保健指導等も行っているところでございます。

そのほか、後期高齢者医療健康診査におきまして、要医療、要指導と判定された方や、要介護認定を受けていない方で、かつ80歳以上のおひとりでお暮らしの高齢者、そして半年以上、医療機関への受診がない方等々に対しまして、訪問を行いまして保健指導も行っております。

さらに、各地区で開催をされます民生委員児童委員協議会には、包括から必ず保健師を派遣をいたしまして、地域において気になる方がいらっしゃるかといったような情報交換も行っているところでございます。

また、医療や介護の連携ということにつきましては、在宅医療協議会を設置をいたしまして、医療、福祉、介護、保健等の関係機関で、医療・介護を一体的に提供できる体制づくりも進めて

いるところでございます。

町では、このようなさまざまな事業を展開することによりまして、高齢者の情報を収集し、高齢者の方が急遽、介護等が必要となった場合におきましても、医療・介護等々との連携によります地域包括ケアシステムの構築を引き続き推進をしてまいりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員。

○議員（1番 藤本 浄孝君） 御答弁ありがとうございました。

まず、はじめの高齢者支援について、近藤部長より御答弁をいただきました。まさに、そのように枠組みづくりをさせていただいているところだと思うんですけども、75歳以上人口がおおよそ5,000人ぐらいいらっしゃると思いますし、先ほど部長おっしゃったのが、65歳を過ぎた方を対象に説明会をされているということでもありますけれども、私がお話ししたのは80過ぎの方なんです。

今65歳ぐらいの方というのは、パソコンもされるスマホも持たれている方多いと思うし、情報収集力がやっぱり、ホームページ等々を見ることができるので、よろしいと思うんですが、80歳以上の方で、パソコンを使って情報収集をされる方というのはほとんどおられないと思うので、ひとえに、まあ65歳以上の方といっても、情報収集能力が明らかに変わってくるので、その方なりですね、情報提供をいただきたいところだと思います。

そして、その枠組みがあって、それが実際機能しないと意味がないと思いますし、ですから、余り必要ないわというふうにおっしゃっている方がいらっしゃいますけれども、そこ一歩踏み込んで、おせっかいと言われても、その方に手を差し伸べていくというようなことが必要だと思います。

そして、私、そうすることによって、その人の生活に携わっていくことによって、例えばその方が独居の方の場合は、じゃあ、そのあとこの家をどのようにしようか、空き家バンクにしてみようかとか、そういうことにつなげていくこともできるかと思いますし、また、そこで――皆さん、役場の皆さんを大変頼っていらっしゃいますので、そこで、さらに深いきずなをつくれれば、それがまたUターンにつながり、孫ターンにつながっていくという側面もあるかと思いますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

そして、ボランティア活動につきまして、町長から御答弁をいただいたんですけども、私もいろんな方と話しておってですね、何がうれしいですかと言うので、やっぱり、それは町長が来てくれることよとおっしゃるんですね。いや、町長が来てくれたりね、職員さんが来てくれたら、それはうれしいんよというふうにおっしゃるんです。

町長が思っいらっしゃるよりも、町長が来てたたえてくれる、また賞状をくれるということ

は、皆さんにとって誉れなことというふうに思われておられることですので、ぜひとも、今まで以上にですね、御参加をいただいて、表彰状をたくさん出していただきたいと思います。（笑声）規定があるかと思うんですけども、でもやっぱり、特に中学生とか、町のためにボランティアやってくれている子もたくさんおりますので、ぜひとも積極的にですね、これは予算が余りかからないものだと思いますので、ぜひともお示しをいただいたらと思います。

私から——、答弁はいただかなくて結構です、以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 藤本議員の要望をしっかりと受けとめていただきたいと思います。

以上で、藤本議員の質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） これにて、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

次の会議は、12月20日金曜日、午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同、礼。

午後3時08分散会
